

令和6年5月31日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 影 山 孝 男  | 2 番 三 瓶 一 壽  | 3 番 大 内 広 信  |
| 5 番 山 崎 ふじ子  | 6 番 石 井 一 正  | 7 番 小 林 孝    |
| 8 番 松 村 妙 子  | 9 番 三 瓶 文 博  | 10 番 篠 崎 聡   |
| 11 番 橋 本 善一郎 | 12 番 佐久間 正 俊 | 13 番 影 山 常 光 |
| 14 番 遠 藤 亮 子 | 15 番 鈴 木 利 一 | 16 番 影 山 初 吉 |

2 欠席議員は次のとおりである。

4 番 佐 藤 弘

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

|         |       |    |        |
|---------|-------|----|--------|
| 事 務 局 長 | 荒井 公秀 | 書記 | 橋本 和宜  |
|         |       | 書記 | 佐藤 祐梨子 |

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

|       |         |
|-------|---------|
| 町 長   | 坂 本 浩 之 |
| 副 町 長 | 伊 藤 朗   |

|               |         |                      |         |
|---------------|---------|----------------------|---------|
| 総 務 課 長       | 宮 本 久 功 | 財 務 課 長              | 菊 田 誠 子 |
| 企 画 政 策 課 長   | 渡 辺 淳   | 住 民 課 長              | 佐久間 島 宏 |
| 税 務 会 計 課 長   | 今 泉 喜 徳 | 保 健 福 祉 課 長          | 影 山 清 夫 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 大 内 広 三 | 産 業 課 長              | 遠 藤 晃   |
| 建 設 課 長       | 新 野 恭 朗 | 企 業 局 長              | 伊 藤 晴 之 |
| 教 育 長         | 添 田 直 彦 | 教 育 次 長 兼<br>教 育 課 長 | 藤 井 康   |
| 生 涯 学 習 課 長   | 嶋 原 健 二 |                      |         |

|               |         |
|---------------|---------|
| 農 業 委 員 会 会 長 | 橋 本 正 亀 |
|---------------|---------|

|             |         |
|-------------|---------|
| 代 表 監 査 委 員 | 鈴 木 輝 夫 |
|-------------|---------|

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和6年5月31日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議日程の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案の上程
- 第 5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第 6 議案の質疑
- 第 7 議案の委員会付託
- 第 8 陳情事件の委員会付託
- 第 9 報告事項

6 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第32号 三春町衛生車の買入れについて

議案第33号 三春藩絵図方測量村絵図の買入れについて

議案第34号 三春町立認定こども園条例の制定について

議案第35号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 令和6年度三春町一般会計補正予算（第1号）について

議案第39号 令和6年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第40号 令和6年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第41号 令和6年度三春町水道事業会計補正予算（第1号）について

7 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時00分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 おはようございます。

傍聴者の皆様へ申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますよう、お願いをいたします。

ただ今出席している議員は15名であります。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

ただ今から、令和6年三春町議会定例会6月会議を開きます。

それでは、脱衣を許します。

お諮りします。本会議の議事日程は掲載した令和6年三春町議会定例会6月会議議事日程のとおりとすることに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって掲載の議事日程のとおり決定しました。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番影山常光議員、14番遠藤亮子議員の両名を指名します。

…………… 会議日程の決定 ……………

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

お諮りします。定例会6月会議の日程は、本日より6月5日までの6日間としたいと思います。が、異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、定例会6月会議の日程は、本日より6月5日までの6日間とし、掲載した会議日程のとおりとすることに決定しました。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載の届出写し

のとおりであり、議場の席次については、掲載の議場席次図のとおりであります。

また、出納検査の結果について、監査委員より、令和５年度第１２回、令和６年度第１回、第２回の検査報告があり、その写しを掲載しましたので、了承願います。

……………・… 議案の上程 ……

○議長 日程第４、議案の上程を行います。

議案第３２号「三春町衛生車の買入れについて」から、議案第４１号「令和６年度三春町水道事業会計補正予算（第１号）について」までの１０議案を一括上程します。

……………・… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……

○議長 日程第５、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。

令和６年三春町議会定例会６月会議が開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、今年の滝桜観光対策についてであります。

観光対策期間中に約１４万人の方に訪れていただきました。前年と比較しますと１万４千人程多くの方にご来場いただいております、対応いただいた関係者の皆さまに改めて御礼を申し上げたいと思います。

今後は来春に向け、今年取り組んだ内容について反省点や課題等を総括し、引き続き新たな観光対策に取り組んで参りたいと考えております。

次に、磐越東線活性化対策についてであります。

磐越東線の利活用を図り、沿線地域の活性化及び地域公共交通ネットワークの充実を促進するため、沿線５自治体と福島県で組織する磐越東線活性化対策協議会において、過日、「日常利用」と「観光利用」の視点から利活用につながる様々なアイデアが提案されました。

今後は自治体間の連携・協力体制を更に強化するとともに、各種支援事業の活用を図り、提案された事業の具現化に向けた検討を進めて参ります。

次に、民間の有識者グループ「人口戦略会議」が公表した地方自治体「持続可能性」分析レポートについてであります。

内容については、若年女性人口が２０２０年から２０５０年までの３０年間で５０％以上減少する自治体を「消滅可能性自治体」としており、全国では７４４の自治体が、福島県内では３３の自治体が消滅可能性自治体として位置づけられております。

三春町についても、若年女性人口の減少率が５８．５％として見込まれ、消滅可能性自治体に含まれております。

こうした内容については、様々なコメントや論説などが報道されていますが、消滅可能性自治体に含まれた、或いは含まれなかったに一喜一憂することなく、若い世代の方々が地域で住み続けたい、或いは働きたいと思ってもらえるための取組みの重要性について、あらためて指摘されたものと受け止めているところであります。

全国町村会では、「一定の人口減少が進む中でも、それぞれの地域で安心して暮らすことのできる持続可能な社会を実現することが自治体の取り組むべきこと」とのコメントを公表しており、こうしたことも踏まえつつ、今後１０年間の三春町が目指すべき方向性について、長期計画で位置づけして参りたいと考えております。

それでは、今回の６月会議に提案いたしました議案について、その概要を説明いたします。

配布いたしました議案書、議案説明書のとおり、財産の取得に係る議案が２件、三春町立認定こども園条例の制定に係る議案が１件、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定など、

条例改正に係る議案が3件、補正予算に係る議案が4件で計10議案になっております。

報告事項は専決処分が1件、予算の繰越しが4件であります。

慎重に審議されまして、全議案可決いただきますようお願い申し上げ、令和6年三春町議会定例会6月会議の開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

…………… 議案の質疑 ……………

○議長 日程第6、会議規則第39条の規定により、議案に対する質疑を行います。

議案第32号「三春町衛生車の買入れについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第33号「三春藩絵図方測量村絵図の買入れについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第34号「三春町立認定こども園条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第35号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第36号「三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第37号「三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第38号「令和6年度三春町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第39号「令和6年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第40号「令和6年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第41号「令和6年度三春町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第7、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第32号から議案第41号まで、掲載した議案付託表のとおり各常任委員会に付託し、審査することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託・審査することに決しました。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第8により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」、陳情事件第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」、陳情事件第4号「国に対し『学校給食費無償化を実施することを求める意見書』提出についての陳情」、陳情事件第5号「県に対し『学校給食費無償化を実施することを求める意見書』提出についての陳情」、陳情事件第6号「新たな汚染水の発生を抑える抜本対策および海洋放出以外の処分方法を具体化する意見書提出を求める陳情書」、陳情事件第7号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員会付託につきましては、掲載した陳情事件文書表のとおり付託することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり各常任委員会に付託することに決定しました。

…………… 報告事項 ……………

○議長 日程第9、報告事項について。

報告第1号「専決処分の報告について」から報告第5号「令和5年度三春町下水道事業等会計予算の繰越しについて」まで、町長より報告がありました。このことについては、掲載したとおりですので了承願います。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これにて散会いたします。ご苦勞様でした。

（散会 午前10時13分）

令和6年6月1日（土曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 影 山 孝 男  | 2 番 三 瓶 一 壽  | 3 番 大 内 広 信  |
| 5 番 山 崎 ふじ子  | 6 番 石 井 一 正  | 7 番 小 林 孝    |
| 8 番 松 村 妙 子  | 9 番 三 瓶 文 博  | 10 番 篠 崎 聡   |
| 11 番 橋 本 善一郎 | 12 番 佐久間 正 俊 | 13 番 影 山 常 光 |
| 14 番 遠 藤 亮 子 | 15 番 鈴 木 利 一 | 16 番 影 山 初 吉 |

2 欠席議員は次のとおりである。

4 番 佐 藤 弘

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

|               |           |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 荒井 公秀 | 書記 橋本 和宜  |
|               | 書記 佐藤 祐梨子 |

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

|       |         |
|-------|---------|
| 町 長   | 坂 本 浩 之 |
| 副 町 長 | 伊 藤 朗   |

|             |         |                   |         |
|-------------|---------|-------------------|---------|
| 総 務 課 長     | 宮 本 久 功 | 財 務 課 長           | 菊 田 誠 子 |
| 企 画 政 策 課 長 | 渡 辺 淳   | 住 民 課 長           | 佐久間 島 宏 |
| 税 務 会 計 課 長 | 今 泉 喜 徳 | 保 健 福 祉 課 長       | 影 山 清 夫 |
| 産 業 課 長     | 遠 藤 晃   | 建 設 課 長           | 新 野 恭 朗 |
| 教 育 長       | 添 田 直 彦 | 教 育 次 長 兼 教 育 課 長 | 藤 井 康   |

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和6年6月1日（土曜日） 午前10時00分開議

第1 諸般の報告

第2 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開議 午前10時00分）

..... 開議宣言 .....

○議長 おはようございます。

傍聴者の皆様へ申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

ただいま、出席している議員は15名です。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

本日は、8名の議員が登壇し一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いいたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。それでは、脱衣を許します。

..... 諸般の報告 .....

○議長 日程第1、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある議場席次図のとおりであります。

..... 一般質問 .....

○議長 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は会議規則第56条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう事前通告制を取っております。また、質問時間は会議規則第62条の規定により、質問者1人につき質問全体で30分以内の時間制限です。

それでは、通告による質問を順次許します。

2番三瓶一壽議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○2番（三瓶一壽議員） 議長より許可を頂きましたので、ただいまより第1の質問をしたいと思います。

第1の質問は、三春町公営住宅等のバリアフリー化は充足されているかということでございます。

三春町でも急速に増えることが予想される公営住宅入居者の高齢化に伴う、住環境のバリアフリー化への要請について、私どもはその状況を把握して事前に備えておく必要があります。

そこでお尋ねします。

①町内における公営住宅の高齢者世帯数及び今後の増加見通しは、どのように把握されているでしょうか。

②三春町公営住宅のバリアフリー化対応実態、充足率はどの程度でしょうか。

③三春町として、今後、公営住宅のバリアフリー化の充足に向けて改修等の考えはありますでしょうか。

以上です。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 お答えいたします。

現在、町営住宅は14団地で37棟、314戸あります。このうち、耐用年数を過ぎた木造及び簡易耐火構造の計6団地につきましては、現在入居されている方々が退去された後、解体することとしております。

1つ目のご質問ですが、町営住宅で65歳以上の方のみがお住まいの世帯は、南町高齢者住宅21世帯、その他の団地が57世帯の合計78世帯となっております。町営住宅の入退去が頻繁にはないことから、急速な増加はないと思いますが、増加はしていくものと考えております。

2つ目ですが、バリアフリー化されています町営住宅の数につきましては、南町高齢者住宅の24戸のみとなっております。南町高齢者住宅は、現在24戸のうち3戸が空き室となっておりますことから、需要に対しては充足しているものと考えております。

なお、入居者からの歩行などに対する相談にはご本人の状況をお聞きし、南町高齢者住宅や低層階に空き部屋がある場合は、本来認められておりませんが、町営住宅から町営住宅への住み替えを認める対応を行っております。

3つ目のご質問ですが、現在、町営住宅では長寿命化計画に基づき外壁の改修などを実施しており、次に耐用年数を超えた水回りなどの設備の更新を計画しております。その中で室内の一部段差解消の実施も検討しているところです。

また、入居者の負担にはなりますが、手すりなどの設置は申請することで実施できるものとなっております。なお、外部供用階段などのバリアフリー化に向けた改修等の計画はございませんが、耐用年数を過ぎた団地を解体し、建て替えを行う場合には検討したいと考えております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

2番。

○2番（三瓶一壽議員） 回答ありがとうございます。2つほど追加質問させていただきます。

今後、高齢者が急速に増加していくものと考えているということなんですけども、今後の増加率の予測は数値化されないのでしょうか。やはり数値化されないと、なかなか執行者として動くことができないのではないかと危惧されます。

あと、2番目の追加質問は、現在、南町高齢者住宅団地の24戸のうち3部屋が空き室となっておりますというふうな回答でしたけども、空室率だと12%、これが適当かどうかということは、ちょっと分かんないんですけども、入居者の希望はあくまで個人の意思ですが、利用者からのヒアリングなどを行うなどして空き室を埋める努力が必要かと思えます。

ちなみに、南町高齢者住宅の想定される、何というんですかね、理想の充足率というのはどういうふうに捉えているのか質問させてください。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 町営住宅の入居者の急速な増加というふうに議員さんおっしゃれましたが、私、先ほど答弁では、入退去が頻繁にはないことから急速な増加はないというふうにお答えをいたしております。よって、数の件ですが、現在入居されている方で、65歳以下の方もいらっしゃいますが、その方たちが年々年を取られて65歳に達するのではないかと、数の増加というふうに踏んでおります。

2点目の南町高齢者住宅につきましては、部屋が空きましたら随時募集はしております。間もなく空いている部屋についても、これから募集をかける予定でございます。全部満室になっていることが一番いいことだとは思いますが、空いていれば、足の歩行がちょっと不自由な方で、先ほど申しましたように、住み替えにご案内できるようになればいいなとも思っております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

2番。

○2番（三瓶一壽議員） 今の1番目の回答で、急速な増加の見通しはないということなんですけども、町の人口推移…すみません、最初からいいですか。

今ほどの回答では急速な増加は見通していないということなんですけども、三春町の報告書には、2030年には当初2040年に見通した人口レベルぐらいまで減少している、



想定よりも2割ぐらいの急速な減少と見ています。これは全体なので高齢者には限らないんですけども、そういうふうな急激な減少、何というんでしょうか、人口の変動の中で、やはり見通しは必要なのかなと考えますが、その辺いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 先ほども答弁いたしました、入居されている方の増加でございますので、議員さんおっしゃられる全体的なやつとはまた違いますので、先ほどの答弁と同じ回答をさせていただきます。

○議長 質問があれば、これを許します。

2番。

○2番（三瓶一壽議員） 何度も同じ話になってしまうのでこれ以上言いませんが、是非とも、おそらく今までの人口の減少率と違って、高齢化の逆三角のピラミッドですか、これが急速にある時期までは増えてくるのかと予想されますので、その辺も鑑みて、是非とも数値化するか、具体的な策を今後とも取っていただきたいと思います。

以上です。

○議長 答弁を求めますか。

（答弁を求めない回答あり）

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○2番（三瓶一壽議員） それでは、第2の質問をいたします。

三春町高齢者世帯住戸のバリアフリー化の要請の実態はどうかということであります。

三春町内にお住まいの高齢者世帯住戸に対するバリアフリーの要請について、改めて把握しておきたいと思います。ということで、3つの質問をいたします。

①町内における高齢者世帯の数は何件ありますか。そしてその増加率はどのぐらいでしょうか。

②高齢者世帯のバリアフリー化改修対応と町の助成制度の利用実態についてはどうでしょうか。

③今後予測される移住・定住が増加すれば、さらにこれらに対する改善の要請が増えてくると考えますが、町として、これらの要請に対して今後どのようなサポート体制を考えられているのかお尋ねします。

以上です。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、第2の質問にお答えしたいと思います。

令和2年の国勢調査の結果、町内の高齢者のみの世帯は1,526世帯でした。平成27年の調査では1,373世帯でありますので、5年間で約11%増加したことになります。

次に、手すり取付けや段差解消などの住宅改修に対する助成制度についてですが、町は介護保険事業の一環としまして、要支援や要介護の認定を受けた方の住宅を対象に改修費用の助成を行っており、昨年度1年間の助成実績は26件となっております。

今後も高齢者世帯の増加とともに、段差解消など住宅改修の需要は高まるものと考えており、引き続き介護保険事業による住宅改修費の助成により対応して参りたいと考えております。

なお、三春町に移住定住される方には、ご自分が所有する住宅は対象になりませんが、空き家を改修される場合、「みはるぐらし空き家改修等支援事業」をご利用いただくことができます。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

2 番。

○2 番（三瓶一壽議員） 質問させていただきます。

先ほど助成実績は26件ということなんですけども、これは町が想定している予算枠的には、大体その範疇内なんではないでしょうか。今後は11%超の増加率が予想されると思いますが、その辺の答弁をお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、再質問にお答えします。

令和5年度は先ほど答弁したとおりですけども、令和4年度につきましては30件、その前年ですとトータルで40件というふうなことで、一応想定している範囲での戸数だというふうなことでございます。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

2 番。

○2 番（三瓶一壽議員） 今後は、移住・定住の増加も予想されることから、町としてもこれらの支援事業をしっかりとPRしていただいて、町民またはこれから町民になっていただける方へのバックアップのほど、よろしく心がけていただきたいと思います。

それから全体的なお話なんですけども、先ほどの公営住宅も含めて特に懸念されることは、外部からのアクセスですね、内部のバリアフリー化というのは皆さん今しっかりとされていると思うんですけど、特に公営住宅の場合は内部からのアクセスの段差解消とかが問題になりますので、この辺も含めて、つまりお住まいの方もさることながら、これからデイサービスとか、何かそういう福祉施設を利用される方に対しても、そのスタッフに対しても優しい建物でなければならないと考えております。

要するに、今後の建物の標準というのは、バリアフリーもさることながらユニバーサル的な考え方が必要かと思っておりますので、そこをしっかりと踏まえて、今後も事業を進めていっていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長 答弁を求めますか。

（答弁を求めない回答あり）

○議長 2 番議員に申し上げます。1 番の質問、2 番の質問の最後、「お願いします」は質問になりませんので、今後控えてください。

以上であります。

質問なしと認めます。

以上で2 番三瓶一壽議員の質問を終結します。

○議長 10 番篠崎聡議員、質問席に登壇願います。

第1 の質問を許します。

○10 番（篠崎聡議員） それでは、さきに通告してあります2 件について質問したいと

思います。

まず、1件目になりますけども、今年に入り大きな地震が発生しております。水道管が破裂し、長時間断水するというような事例も発生しております。そんなとき飲料水などは、10ℓとか20ℓのポリタンクを準備しておけば、給水車が来たときにもらいに行くことが可能かと思えます。しかし、それ以外に使う、トイレの汚れを落とす水や、花壇や家庭菜園に水をやりたいといったときの生活用水などには、そういったものは使えないと思います。

そこで、農業とか事業者を営んでいる方がお持ちのオレンジ色のタンク、こういったものを事前に購入しておき、雨水などを溜めて災害時に備えたいという一般の家庭があれば、幾らかでも町が助成することは可能かお伺いします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

災害時へ備えるための大型プラスチックタンクの購入に対しまして、町から助成金を出すことはできないか、とのお質しでございますが、これらのプラスチックタンクにつきましては、その汎用性の高さから、防災以外の目的で広く日常的に使用されるものであることや、設置スペースの関係などから全ての方が設置できるものではないことから、補助事業にはなじまないものと考えております。

大地震などの発生により、水道・電気などのライフラインが止まってしまう事例は全国的に発生しております。そのような場合に備えまして、普段から飲料水、トイレを流すための生活用水、それから食料や生活必需品などを備蓄しておくことは非常に大切な取り組みでございます。

災害時に備えた生活用水の備蓄につきましては、普段からお風呂の水を張っておくことや、使用後のペットボトルに水道水を溜めておくなど、日常のちょっとした心がけで行うことができます。町としましても、平常時における災害時の備えの必要性をより一層周知していくとともに、防災意識の向上に努めて参ります。

○議長 質問があれば、これを許します。

10番。

○10番（篠崎聡議員） それでは、再質問させていただきます。

さきの東日本大震災におきまして、三春町の断水した世帯というのが約20%あったと聞いております。断水解消までにどのくらいの期間を要したのか、分かれば教えていただきたい。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

手元に当時の資料がありませんので、詳しくは分かりませんが、岩江地区の一部が断水し、短期間、数日で復旧したものと記憶しております。

なお、断水の間は給水車を出動しまして、飲料水等の対応をしております。有事の際の給水車の出動については現在も変わりはありません。

以上でございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

10番。

○10番（篠崎聡議員） お正月に発生しました能登の震災の際は断水が発生して、こういったポリタンクの方が売り切れになって、今でも品薄状態が続いているというようなことです。なので、できれば準備したいという方があれば、助成が必要かと思いますがいかがか。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

先ほども答弁申し上げましたが、補助事業にはなじまないということでございます。したがって、日頃のちょっとした対応で有事の際に、減災に備えていただくということをお願いしたいと思います。

○議長 質問があれば、これを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○10番（篠崎聡議員） それでは、第2の質問に入らせていただきます。

第2の質問は迷惑駐車についてということで質問いたします。

町の公共駐車場においてたくさんの車が停まっていて、庁舎に用事があってもなかなか空きが見つからず、幾つかの公共駐車場をぐるぐると回るようなことがたまにあります。回っている間に空きがあって、後から来た車が先に駐車してしまうなんていうことも見られます。異動の季節や桜の季節、春の行楽シーズンであれば分かるのですが、何もなくても満車場合があります。公共駐車場全てをアスファルトにして利用しやすくなったこともあるのかなというふうに思います。

駐車場の空きがなくて、庁舎前の障がい者用のスペースやEVとか、そういったところにも停める方がおります。駐車場の枠外に駐車する人も出てきております。公共駐車場は無料で良いのですが、日中はゲートを設置して車の出入りを管理し、駐車券を受け取って後から無料券で出口のゲートを開けるという方式にできないか伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

菊田財務課長。

○財務課長 それでは、第2の質問にお答えいたします。

町内の公共駐車場ですが、役場周辺をはじめ中町など約10か所を管理してございます。役場に用事がある方は、主に旧庁舎跡地の第1駐車場、旧公民館跡地の第2駐車場をご利用いただいておりますが、中心市街地の公共駐車場としての位置づけとしては、役場などの公共施設をご利用される方のほかに、桜の観光シーズンだけではなく通年の街なか観光、食事や買い物など商業の活性化にも対応できるよう有効に活用いただいております。

役場に用事があるのに満車で駐車できないとのご指摘、ご不便をおかけしております。その要因として、会議等で多くの方が役場を利用する場合以外に、連日常駐的に駐車場として長時間利用しているなど、公共駐車場として公平な利用がされていないケースも把握しておりますので、より多くの方にご利用いただくために長時間の駐車はご遠慮いただけるよう、常設看板の設置や定期的に職員が利用状況を確認し、注意文書を掲示するなどの対応も行っているところでございます。

ご質問の、車の出入りの管理のためゲートを設置してはとのご提案ですが、以前に検討した経緯がございます。その際、ゲートの設置につきましては、整備や維持管理経費に多

額の費用がかかること、多くの利用者が重なった場合に渋滞が予想されること、公共駐車場を活用して行われるイベントスペースとしての利便性が低下することなどから、費用対効果の面から当面は導入しない方向で整理をしたところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

今後も、公平な駐車場利用に関するルールの徹底と利用者に分かりやすい標示を工夫しながら、公共駐車場として中心市街地の活性化を図るとともに、町民サービス向上のため効率的な管理運営の方法について検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があれば、これを許します。

10番。

○10番（篠崎聡議員） 駐車場にゲートを設けるということの費用対効果、その他のデメリットに対しては十分理解できました。

その他に、迷惑駐車ということで、庁舎横の障がい者用の駐車場、また第一駐車場のEV、あと軽というところに普通車が停まったり、あと指定車両というところにも軽トラが停まっていたりとか、あと中町の方に行きますと大型バスが停めるスペースに普通自動車が停まっていると。使用していないから良いだろうという考えがあるのか、もしくは、庁舎に証明書や納税の関係で、5分10分の駐車だったら良いだろうという考えがあるのかもしませんが、その辺についてはいかが。

○議長 当局の答弁を求めます。

菊田財務課長。

○財務課長 現在も注意看板などを設置しまして、利用者のマナー向上を促しているところではあるんですけども、より効果的に注意喚起をできるような策を検討していきたいと考えております。併せて防災無線による周知なども図っていきたいと考えております。

○議長 質問があれば、これを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 質問なしと認めます。

以上で10番篠崎聡議員の質問を終結します。

○議長 14番遠藤亮子議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○14番（遠藤亮子議員） さきの通告により、2点ほど質問させていただきます。

まず1番目の質問ですが、令和6年度の三春中学校部活動の現状です。

三春中は再編12年目となり、現在部活動に支障が生じていると伺っております。学校側から保護者に向けて、このようなお知らせが届き困惑している保護者さんたちがいらっしやいます。

その内容は、「3年生引退後1・2年生による活動となり、試合に必要な選手数に満たないため、他校との合同チームを組んだ部や同学年の部員が0～1名の部があります。また、三春中再編時に比べ、生徒数減少で教員数も減となっております。本年度の本校の教員定数は法律により19名の予定で、現在常設部だけでも14あるので、顧問教員を複数配置することもできない状況です。そこで、令和6年度部活動編成で1・2年生が0～2名、また団体種目のみの競技で、1年生と2年生合わせて公式戦に必要な人数に満たない場合は、1年生は募集停止とし、他の部へ入部していただきます。なお、1年生が募集停止となった部の2年生・3年生は引退まで活動を継続します。募集停止となった部の復活は検

討しません（今後も生徒数減少が見込まれるため）。また、本校の部活動には不参加、地域のクラブチーム等に所属することは、これまでどおり妨げません。」とあります。

そこで、前置きが長くなってしまいましたが、1つ目の質問です。

人数に満たない部は廃部となり、その後も復活しないと断言してしまうのはいかがなものかと思います。大会に出ることだけが部活の目的ではないと思います。部活は、まして学校生活は、人間形成の場ではないでしょうか。

2つ目は、廃部となり希望する部に入れない。やりたくてもその部がなく、仕方なく他の部に入るしかない。そういう部ではやる気も起きない、面白くないこと。

3つ目は、子どもの得意分野を生かす部活がなく、将来の夢が閉ざされてしまう不安がある。親としては部活のある中学校への転校を考えてしまう。他の町や市に移ってしまえば、若い世代の人口減少にもつながるのではないのでしょうか。小さい頃からの夢を追い求めて、スポ少や地域のクラブチームに所属していても、内申点につながる部活がなければ進学にも影響が出るのではと心配の声が出ております。中学校で部活ができず、いきなり高校で活動するのは、3年間のブランクはとても大きいとおっしゃっております。

4つ目は、存続危機の部活に入るように、携帯のSNSやLINEを通して入りたくない部活に強要されたとの話を聞いております。その指示に従わないとグループLINEから外すとか仲間外れにするとか、脅しめいたことを言われたとのこと。これは、いわばいじめです。携帯を誤った方向に使ってしまうおそれがあります。

以上4点について、町ではどこまでを把握しているのか、どのようにお考えかお聞かせください。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 ご質問にお答えいたします。

1点目と2点目のご質問は関連しておりますので、併せてお答えいたします。

三春中学校は、平成25年4月、4つの中学校を統合して開校いたしました。その際、それぞれの中学校で行われていた部活動についてはそのまま継承したため、全校生徒数に対して部活動の種類が多いことから、3年後を目処に見直しを行うこととしておりました。この結果、令和3年度にはサッカー部の活動を停止した経緯がございます。

平成25年段階の三春中学校の生徒数は391名でした。令和6年4月の生徒数は281名であり、およそ3割減の110名の減少となっています。このような減少傾向を受け、三春中学校では、PTAや学校運営協議会との協議を経て令和5年度も部活動の見直しを行い、令和6年4月の入学生については、入部希望者が2名以下の部活動については募集を停止し、2年生が卒業すると同時に活動を停止するという決定をいたしました。

議員ご指摘のとおり、部活動は、生徒がスポーツや文化芸術に親しむ機会の確保を目的とし、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通して責任感や連帯感を育て、生徒同士や生徒と教師等の好ましい人間関係を構築していくことを目的としております。そのため可能な限り生徒の希望に鑑み、部活動の機会を提供したいと考えてはおりますが、生徒数の減少により、希望に添えない状況にあるということをご理解いただきたいと考えております。

また、今回の部活動募集停止並びに活動停止に関する保護者への通知文につきましては、「活動停止とした部活動の復活については検討しない」と記されておりましたが、例えば希望者が多数存在し、さらに活動が提供できる環境が整った場合には、活動の再開も考慮

することも考えられますので、配慮が足りなかった表記であると考えましたので、学校にこの通知の内容については確認し指導をしてきたところであります。

3点目のご質問にお答えいたします。

希望する部活動がないことにより、他の中学校へ進学を希望する生徒が現れ、場合によっては保護者も含めて転出する可能性があることについては否定はできません。しかし、部活動は生徒数や学校施設等、実現可能な範囲で実施せざるをえないものと考えております。

併せて、現在国では子どもたちのスポーツ・芸術文化活動について、学校の部活動を総合型地域クラブに移行する施策も進めております。三春町においても、昨年度から部活動の地域移行に取組み、将来的には総合型地域クラブを設置する方向で考えているところでありますが、その際は生徒の多様な活動のための受皿づくりを進めていきたいと考えておりますのでご理解をいただければと考えております。

4点目のご質問にお答えします。

部活動の加入に際し上級生が下級生にLINE等を通じて勧誘し、中には強制するようなケースがあるとのことですが、学校・教育委員会ともに、現在その事実は把握できてはおりません。

部活動は自主的に参加する活動であり、また強制されるものでもありません。強制されていると感じ、心理的に拒否できない状況下に置かれた場合、いじめに通じる問題でもあります。学校ではこれまでもSNSの活用について指導しておりますが、再度生徒への指導を徹底するように指示いたします。併せて、保護者にも同様の周知を行い、ご家庭においても生徒の様子を見守りいただくようお願いしたいと考えております。

○議長 質問があれば、これを許します。

14番。

○14番（遠藤亮子議員） ただいまの答弁の中に、責任感・連帯感を育て、生徒同士や生徒と教師と好ましい人間関係を構築していくとございました。この中で、町また教育委員会では、部活動の顧問の先生と生徒たちの人間的な、構成的なものを構築していくということを少しは把握していますでしょうか。といいますのは、入りたい部に入れない、ただ3人以上いた部、部活動を通して小学校からやってきたスポ少を通して部活をやりたい、その部に入部したいという考えのお子さんたちが、顧問の先生によって「この部は後々廃部になるので、入らないほうがいい」と促されたという形跡を聞いております。そういったものも全て、新年度に対する体制は、町の方では学校側からの報告とか受けてますでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

先ほど答弁申し上げたとおり、全生徒数に対して部活動の数が多くて、なかなか十分な部員が確保できない部活が存在しているということでの様々な相談は学校から受けております。ですから、町といたしましては「学校が確実にそのことを生徒に周知するとともに、現状置かれている状況についてPTAや学校運営協議会にしっかり提示し、ご相談申し上げて結論を促すように」という指示をして相談に応じているのが現状でございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

14番。

○14番（遠藤亮子議員） 今のお答えの中に「PTAを通して」とかということがありましたけれども、現に生徒と教師との間の問題点とかというのも伺っているんですけれども、そういったところは情報は入っておりますか。

それと、三春町の教育委員会が主催するポータルサイトというものがありますよね。それとホームページに関してなんですが、こちらは全て学校側からの情報提供の下にポータルサイト、アップしているのでしょうか。お聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 ただいま1点目のご質問ですが、議員ご指摘の生徒と顧問の先生との様々なやり取りについての詳細は、報告として教育委員会に上がってきているということとはございません。

それから、2点目のポータルサイトの運営につきましては、全て学校の方で行っているのので、教育委員会として何か情報をお示ししているというようなことはございません。

○議長 質問があれば、これを許します。

14番。

○14番（遠藤亮子議員） 学校側の意見というか、生徒とのやり取りの方は把握していないというお話なんですけれども、現状の方を少し申し上げてよろしいでしょうか。

実際にある部活動に関して、顧問の先生が全く未経験者ということで、副顧問も未経験者。その中で生徒たちが心配の中、不安の中に部活動をしているという現実です。

その中にも、顧問の先生が副顧問に指導を任せて、たばこを吸いに行ってしまうということを聞いております。これは敷地内であっても、学校勤務の中でたばこ、喫煙の方は許されていますか。衣服にたばこの臭いをぷんぷんさせながら、体育館に戻ってきているケースということで伺っております。

そして、副顧問が英語の先生、外人の先生であって片言の日本語ということで、指導にあたっては英語でしてしまうので、生徒たちが何を言っているかが理解ができない。部活動に集中できない。そして、外部コーチも要請をしているが、なかなか受け入れてくれない。こういったところの子どもの声というものも、きっと学校側には届いているかと思うのですが、教育委員会の方には実情の方は届いていますでしょうか。

外部コーチに関して申し上げますと、ある部活動は5人の外部コーチがいらっしゃる。でも、いないコーチもいる。その中で自分たちは強いチームを作れるか不安。そういうケースを保護者の方から伺っております。学校に要請ができない実情もあるということなんです。学校側は受け入れてくれない、話を聞いてくれない。であれば、自分たちの意見はどこに持って行って良いのだろうと子どもたちがとても困っている。そんな不安な顔をやはり親としては心配でならない。では、教育委員会の方ではそういう窓口を開いてくれるのでしょうかというご指摘もございました。

やはり子どもたちは部活動を通して強いチーム、そして自分の実力を将来に生かしたいという気持ちがあつてこそ、そういう大事な3年間を持っていくのではないのでしょうか。それに対して学校側が受け入れない、話を通していない、把握していないという、町の方ではやはり問題があるのではないかなと思います。もう少し学校側に足を運んでいただいて、現状、ましてや新年度入ったばかりの4月からの新年度なので、そういったところもきちんと教育委員会・町側で把握していただかないと、子どもたちのSOSというのが



届かないと思います。

携帯の使い方にももちろん問題はあるんですが、そうさせてしまっているのは学校側だと思います。存続危機にある部活動、自分たちの部活動を守りたいという、そういう気持ちがあって初めて自分たちは何かを使って、生徒、そして部員を集めなきゃいけないという危機感に陥っているのは生徒なんです。その間違っただけの使い方をさせてしまっているのは、私は学校側にあると思います。今この現状を把握していただいた教育長、何とかしてやはり子どもたちが今願っていることを何とかしていただくということは、教育長の力ではできないのでしょうか。お聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

学校の中で部活動に関わる様々な問題が起こっているということは、残念ながら私たちが承知できる状況ではありません。ただいま議員からご指摘のあったことについては、早急に学校の方と協議をして、特に学校に声が向けられない状況については、しっかり学校の方とともに対応して参りたいと考えております。また、それ以外の様々な声が私たちの方に届けていただくことができるような方策についても、積極的に検討させていただきたいと思います。

今ご指摘の中であった顧問に指導、それぞれの競技の経験がないという本質的な問題は、部活動の地域移行の大きな柱の一つになっています。それにつきましては、昨年度からの取組みの中で、町内から人材バンクを通して様々なご協力をいただける方を探して、学校とのマッチングをするという取組みを続けております。それは、今年度も促進させていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを認めます。

14番。

○14番（遠藤亮子議員） ただいまの答弁の方は理解できました。

ただ、中学校の運動部の指導者を募集して待つという要項なんですけども、こちらはホームページを開かないと分からないということなんです。やはり、こういう指導をすることができるのかという、分からないでいる町民の方もいらっしゃいます。なのでこういったところをホームページだけではなく、やはり一般町民の方が分かりやすく、こういったものもあるんだということをもう少し周知をしっかりといただければと思っているんですが、それはできますでしょうか。

それと先ほど、昨年からの地域移行というお話を出されておりますけれども、地域移行によって今準備期間ということなんですけれども、その地域移行によって顧問がいなくなるのか、そして保護者の方たちが部活の方を進めていかなきゃいけないのか。三春町の地域移行に対しての方針が全く明確ではないので、不安がっているという保護者さんがいらっしゃいます。ですのでこの地域移行に関しては、もう少し明確に町の方針をしっかりとさせていただくことは可能でしょうか。お願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 ありがとうございます。お答えいたします。

ホームページのみということではなく、様々な機会に様々な方々にお力を頂くべく広報活動を進めているつもりではありますが、まだ私たちができることがあるのかもしれない

ん。そこをしっかりと取り組んで参りたいというふうに考えています。

それから、地域移行と現状の部活動がどういう形で推移していくのか、どういう形が理想形になるのかということについても、様々な発言の機会の中でお話をしているところがありますが、まだまだそれが足りないということでもありますので、こちらもしっかり周知の方法を考えて参りたいと思います。

○議長 質問があれば、これを許します。

(ごさいませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○14番(遠藤亮子議員) 2番目の質問をさせていただきます。

滝桜の現状、特にピーク時について伺いをいたします。

今年も多く観光客でにぎわいを見せ、大変喜ばしいことではありましたが、その反面、多くの課題も残したことと思います。私も4月13日土曜日、一番のピーク時に、18時過ぎにシャトルバスに乗ってライトアップを見に行ってきました。そのときに実際に目に感じてしたこと、周りの観光客から聞こえてきた声を踏まえて6点ほど伺いたいと思います。

まず1つ目ですが、貝山グラウンドでシャトルバスに乗り込むときの現状です。バスが3台待機しており、順番にバスにお客様が並んで乗ろうとしたとき、あるお客様がチケットがないとバスに乗れないと思い、列から離れてチケットを購入し、再度最後尾に並び直している光景を目にしました。その姿を見た他の観光客の方たちもチケットがないとバスに乗れないと思い、またその列を外して家族ぐるみで皆さんがチケットを求めて、さらに並び直していたという光景です。「チケットがなくても乗れます」との案内もなく、多くの方々が困惑しておりました。また、暗いところの中で、販売の場所も考慮すべきではないかと思いました。これについていかがでしょうか。

2つ目は、帰りのシャトルバスが到着するまで1時間30分以上かかりました。原因は、貝山から蛇沢交差点までの県道144号線が大渋滞だったとのこと。運行しているバスは5台、ピーク時の週末だけでも台数を増やしていくのはいかがでしょうか。シャトルバスはスムーズな運行だと聞いていたので、安心して乗ったらこの始末。予定していた時間に戻れず、次の予定をキャンセルをしてしまったというお客様もいらっしゃいました。

3つ目は、誘導員がいなかったためバス待ちの列が乱れ、ひどくトラブルが生じていました。これは大駐車場側の方のバス発着所の関係です。また、発着所の特設駐車場におかれましては、警備員がいなく出口が分からず、激怒して暴走した車がありました。大変危険ではありましたが、私自らその車のところに行きまして、出口を誘導させていただきました。その際に、サイドミラーは私の腕にぶつかってしまった事故にありました。毎年の課題かと懸念される人件費ですが、今後警備員不足の解消はできるのでしょうか。

4つ目ですが、貝山グラウンド駐車場が真っ暗で、車を止めるところがなく分からなくなってしまったとのこと。そのとき警備員は、仲間たちと雑談して仕事をしていなかったと聞いております。「駐車場に限らず歩道になっているところが暗くて危ない」、「提灯とかで明るくしてみてもいいかな」という声も頂きました。

5つ目は、大駐車場出口の合流点に警備員がいなかったため、譲り合い精神がある方ばかりではないので、渋滞の原因となりました。せっかく素敵な滝桜を見てきたのに、いい気分が台なしです。最後までよい気持ちのまま帰りたかったと話しておりました。

6つ目は、お年寄りに優しい滝桜です。車いすの方は花見ヶ丘駐車場では降りますが、高齢者は大駐車場から約500m以上距離を歩くのは無理があると思います。売店のところで断念してしまう方が見受けられたと、売店のスタッフの方から伺ったお話です。高齢者に優しい対応は何かお考えでしょうか。

以上6点について、町ではどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 第2の質問にお答えします。

滝桜の観光対策の状況につきましては、現地スタッフ・観光客の方、それから渋滞中の車内の方々から情報を頂き、職員が現地を確認するなど各現場の状況把握に努めてきたところでございます。

1点目のシャトルバス乗降場所でのチケット販売につきましては、滝桜入口の混雑を緩和することができた半面、ピーク時に案内誘導が不足していたことにより「チケット販売場所が分かりにくい」等のご意見を頂いております。今後は人員の配置や案内表示等をしっかり行っていきたいと考えております。

2点目の帰りのシャトルバスの待ち時間が1時間30分以上になったことにつきましては、一番の見頃となりました4月13日は前日にテレビ中継等があり、多くの観光客の方が訪れました。滝桜周辺で渋滞が発生しバスが大幅に遅れたことにより、多くの方々をお待たせする結果となりました。

バスの運行につきましては、乗務員の確保などの問題により急な増便が難しいことから、今後関係各所からの情報を収集し、そのときの適正な台数の運行に努めて参りたいと考えております。あわせて、渋滞緩和対策につきましても、情報収集・対策の強化を図って参りたいと考えております。

3点目の誘導員がいなかったため列の乱れが生じたことにつきましては、バス待ちの列が長くなっていること、また町営グラウンドが満車状態になっていることを把握し、急遽、避難広場を開放し、警備員の配置換えなどの対応を行ったところでございます。

しかし、グラウンド内で人の列が蛇行していることなどの状況については把握できておりませんでした。今後は警備員の配置場所等を見直すなど、安全に配慮し対応して参りたいと考えております。

4点目の町営グラウンド駐車場が暗いということの状況につきましては、今回夜間につきましては、町営グラウンドの入口に工事現場用投光器1台を設置しておりましたが、十分な明るさを確保できていない状況でありました。今後は利用者の安全を考慮し、照明器具の増設等を検討していきたいと考えております。

5点目の駐車場出口の合流地点の混雑につきましては、バス到着と同時に複数台の車両が、自由に動き出すことで混雑が発生したものとされます。今後は、警備員の増員や配置場所を見直すなど、安全に配慮した対応を検討して参ります。

6点目、お年寄りに優しい滝桜につきましては、入場口で高齢者の方が家族を待っている状況が何件かあったという報告を受けております。そういった方につきましては、車いすの利用を勧めても拒否される場合もあったと承知しております。今後は、高齢者の方に優しい滝桜ということで、通路へのベンチの増設・車いすの増設・電動アシスト車いす等の設置などを含め検討して参りたいと考えております。

今回の様々なご意見を踏まえ、滝桜観光客の受入れにあたりましては、関係機関との連

携を密にし、現場の状況把握に努めながら適切な対策を行って参りたいと考えております。  
以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

14番。

○14番（遠藤亮子議員） たくさんの改善点というか、これからのことをお話しいただきましたのはよく分かりました。

ただ、これは今年始まったことだけではなくて、毎年滝桜時期においては、同じような問題が起きていたのではないかと思います。ピーク時だからこそ、そういうときだからこそ人員を増やす。前もって開花日が分かれば、いつ頃満開になって、ピークがこの週末に訪れるということは予測できるのではないのでしょうか。

それと、テレビ中継が入ったことでかなりの渋滞になってしまった。このテレビ中継というのも、いきなり当日「今日、撮影あります」という話だったのでしょうか。それによって、やはり早急な対応をせざるを得ない部分というのももちろんあるかと思いたすので、混雑時においての町での対応の仕方、これはすごく問題があるかと思いたすので、これもいろいろと考えていくべきではないかと思いたすますが、いかがでしょうか。

それと、乗務員確保の問題というものもあるんですけども、確かにバスのドライバーさんが足りないというようなことも実情かと思いたす。その際には、町の、町民に限らずですが、大型バス運転できる方を募るとか、滝桜だけのときに少し募集をかけるとか、そういうお手伝いをしていただくということは難しいのでしょうか。全て警備員の増員、配置場所というものは、いつも同じことかと思いたすので、多分来年もこういう質問が出てくるかと思いたす。やはり今年は今年のうちにきちんと改善すべきことかと思いたす。

あと、町全体が把握しなくてはいけないという部分もあるので、私は産業課だけではなくて、三春町全体のことなので、町職員全員が一丸となって滝桜を盛り上げていくことはできないでしょうか。産業課というのは、4月になりまして新年度になると職員の異動があります。昨年滝桜に携わった職員が、今年違う部署に行ってしまう。そうすると、やはり町全体の職員が滝桜に関してもう少し携わっていただければ、こういう状況を皆さんが把握できるのではないかと思いたすんですが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 再質問にお答えします。

まずピーク時、これまでと同じような状況ではなかったのかということにつきまして、1点だけ。今回初めてシャトルバス乗降所におきまして、観桜券の販売は今年初めて実施したところでございます。

それから2点目、ピーク時の見定めについてですが、こちら、土日、見頃につきましては、当然警備員ですとかスタッフ、そういったものの配置を手厚くしているところでございますが、今回その人員配置等、そちらが十分でなかったことというのは反省しております。

それから、テレビ中継等毎年各テレビ・ラジオ等で滝桜をご紹介いただいておりますが、前の日とか、前の前の日とかというところもあります。今回のテレビ中継は前もってご連絡をいただいておりますので、そういった点は準備をしっかりとしないというふうに考えております。

それから、バスの乗車員とドライバーの件につきましては、現在町内のバス会社に委託しております。町バスも利用して、それからバス会社のバスも利用してやっております。ドライバーの不足等はあるかと思いますが、議員ご指摘の職員の中にも大型免許等を持っていらっしゃる方もいらっしゃいます。それから、ドライバーの募集ということで、もう少し広く人員とバスの台数を確保できるような方法を、今後検討して参りたいと考えております。

それから、町全体ということでございますが、今回前にご報告させていただいたとおり、おもてなし研修ということで経験年数の浅い職員を現場に派遣して、研修、それから受付対応等を実施させていただいたところでございます。こういったところを通じて、町全体で滝桜観光対策に臨むということで、今後取組みを強化して参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

14番。

○14番（遠藤亮子議員） 産業課長の答弁の方は、ほぼ理解はできました。そして、もう一つなんですけれども、町職員全体でという私のちょっと希望があったんですけれども、希望というよりはシャトルバスに職員を一人でも乗り込んでいただいて、観光客の感想など伺ってみることというのは難しいでしょうか。それによって、ますますいろんな方々からのお声というものも聞こえてくるのではないかなと思われまので、いかがなものでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 様々なご指摘ありがとうございました。全体的な考え方を述べるというのがよろしいかなと思ひまして、答弁に立ちました。

三春町の滝桜観光なんですけど、今、大きな2つの課題があるというふうに思っております。

1つは、滝桜観光というのは既に定番化している。全国的に見ても定番化しているということです。ですから、それにふさわしい受入体制をつくらなくちゃいけないというのが1つ。もう1つが、高齢化時代になりました。お質しの中にも、車いすの方のご不便さがあったということであります。そういったことに対して、どういうふうに対応していくかというふうな大きな2つの課題があるというふうに思っております。

そのために、今現在、滝桜観光に関わっている方はものすごい数になります。ボランティアの数も含めて膨大な数になりますので、今、遠藤議員からご指摘いただいたと同じような指摘も数々頂いております。それがあまりにも多いもんですから、今、アンケートを取って、問題のグループ分けをする作業をしております。そういったものを踏まえまして、課題がどこにあるかを明確にして、来年の観光地対策に生かしていくということになります。

全体を通して感じているのは、やはりもう少し時間的な余裕を持って、そして予算的にも余裕を持って臨むということが、基本的なことになると思います。ただ、議会のお立場としては、予算的なチェックも必要でしょうから、どこが最適な点であるかというところは、今後の話し合いをしていくということになるかと思うんですが。いずれにしても、三春町の滝桜は、それにふさわしいおもてなし体制にするということは必要ですし、令和8年

が福島県のデスティネーションキャンペーンの本番の年になります。来年はプレキャンペーンということで、4・5・6の3か月です。4月というのを、第1回は必ず滝桜に当たるというふうに思っておりますので、それに向けて万全の体制を取るべく、今、産業課が中心となってアンケート集計、合わせて関係者が一堂に会した会合なども通して、より望ましい体制をつくるべく努力しております。そういったこともございますので、来年の観光シーズンには当然間に合わせるということが、絶対の条件になりますが、今、そういった作業を進めておりますので、ご理解いただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

(ごさいませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で、14番遠藤亮子議員の質問を終結します。

○議長 3番大内広信議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○3番(大内広信議員) それでは、事前通告に基づきまして、滝桜観光環境整備について4点質問いたします。

1点目ですが、第1・第2車いす駐車場についてです。

車いすのお客様は第1・第2駐車場に駐車後、付き添いの方が車いすを押しながら観桜地までの勾配を登ります。第1駐車場から約30m、第2駐車場から約70mあります。観桜場所まで行くと、100mから200mぐらいございます。現地の観光案内のスタッフさんから、「車いす利用のお客様にはもう少し負担を減らし、滝桜を楽しんでいただきたい」という要望がありました。私も実際駐車場から歩いてみましたが、勾配が思ったよりも強く大変だと感じました。来年の滝桜は、今季の来場者数よりも増えると予測します。改善が必要と感じましたが、どうでしょうか。

2点目、キャンピングカーの宿泊場所提供について。

町内でも多くのキャンピングカーを見ましたが、宿泊施設がありません。そこで、役場第1駐車場をキャンピングカー専用の宿泊施設、夜間専用としてはどうでしょうか。例えばですが、事前申請必須・駐車券発行・宿泊時間の指定などルールを厳守化し、役場配置のガードマンスタッフに協力をお願いする。宿泊施設が可能であれば、町内に滞在する時間が増えて飲食や観光など、楽しんでもらえる時間が確実に増えると思います。来年以降は、モンベル効果も期待できます。車中泊のスポットとして、役場第1駐車場を展開することが可能かどうかお聞きしたいです。

3点目ですが、駐車場警備員についてです。

第1駐車場・第2駐車場・中町公共駐車場に配備されている警備員ですが、おそらく皆さん町外の方で、町内の桜の名所・観光スポットなど分からない警備員さんが多いです。観光客の方に聞かれても、答えられないでは十分なおもてなしとは言えません。配備される前に、担当課の職員さんからレクチャー指導、せめて観光マップに記載されている名所は事前に調べたり、把握することは必須だと思います。対策を考えてみてはどうでしょうか。

4点目、出店業者様についてです。

今年の滝桜出店業者様の中に、又貸しまたは名前貸しをされている業者様がいたとのことでしたが、把握はしてますでしょうか。また来場者数が増えていても、売上げが減少した店舗様も多くあったと報告があり、出店場所を一部変更する対策も必要と感じました。滝桜＋三春町をPRする目的でのステージを作って、余興や各種団体との連携も考えてみてはどうでしょうか。さらなる盛り上げが必要です。

以上4点について、お伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 質問にお答えします。

1点目の滝桜の第1・第2駐車場についてでございますが、現在、滝桜には車椅子専用駐車場を2か所設けております。滝桜はいわゆる窪地に存在することから、駐車場から滝桜まで勾配のある道を避けることは難しいのが現状でございます。

また、駐車場からある程度の距離もあることから、車いす利用者や介助者等の中にも負担を感じている方がいると思われれます。今後そういった観桜客の負担軽減を図るため、電動アシスト機能付車椅子の導入など、ほかの観光地も参考にしながら改善方法について検討を進めて参ります。

2点目の第1駐車場キャンピングカーの宿泊場所提供につきましては、防犯・防火・騒音など周辺住民への影響を十分に考慮すべきであり、現在役場第1駐車場は公共駐車場として利用されていることから、予約制などを仮に導入しても、昼間の利用に制限や支障が生じるおそれがあるなど、キャンピングカーの宿泊場所として利用は難しいと考えております。

町内での滞在時間を増やす取組みは重要と考えておりますので、飲食や休憩、買物できる場所の提供や観光スポットの積極的なPRを行うとともに、観光地としての環境整備の充実を図って参ります。

3点目の公共駐車場の警備員につきましては、駐車場の管理や歩行者等の安全確保のための業務を委託しており、観光案内は対応できる範囲でお願いしているところでございます。街なかの観光案内につきましては、駐車場等に配置される警備員等への研修や講習の実施。また、既存のボランティア団体への依頼、町民ボランティアの募集・育成への取組みを強化し、観光客へのおもてなし体制の充実に向け取り組んで参ります。

4点目の滝桜の売店エリアへの出店につきましては、出店基準等に係る要項を定め募集・選考を行っているところでございます。いわゆる「又貸し」ではないかといわれる出店者の情報があつたことは把握しております。また、出店者の売上げについては町では把握しておりませんが、売上げ減少の要因も含め、今後関係者の方々からご意見も頂きながら、出店者の選考方法や出店場所・レイアウトの見直しなど、良好な売店環境を構築できるよう取り組んで参ります。

さらに、三春町や滝桜をPRするイベントにつきましては、来年春のモンベル出店や福島県全体で観光PR等を行うデスティネーションキャンペーンが令和7年度から計画されており、三春町におきましても滝桜や中心市街地でのPR事業・観光振興事業を検討して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

3番。

○3番（大内広信議員）　まず、1点目の滝桜第1・第2車椅子駐車場のところですが、電動アシストをレンタルというか、貸し出しするのはすごくいいことだと思うんですね。ただし、その際の車椅子のメンテナンスとか安全点検の問題も出てきます。その場合、誰が担当して行うかどうかの問題も出てくると思います。

あとは、やはり第1駐車場・第2駐車場ともに、駐車場が意外と狭いと思うんですね。私も今朝役場に来る前に、ちょっと一度現場の方を見てきましたが、そんなに大きな台数を止めることが難しい。そう考えると、やはりより具体的な解決方法を考える必要があると思いますかどうか。

○議長　　当局の答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長　　ただいまご指摘いただきました電動アシスト付車椅子につきましては、運用にあたりまして運行の安全確保、それからメンテナンス、それから保管場所、それから支援を行うスタッフ、そういったものの人員配置も重要になってくるかと思っております。それについては、今後も検討して参りたいというふうに考えております。

それから、現在第1・第2駐車場ということで、車椅子専用駐車場を設けてございますが、確かに台数は限られてございます。滝桜の駐車場全体の利用方法、そういったものを含めて今後併せて検討して参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長　　質問があれば、これを許します。

3番。

○3番（大内広信議員）　キャンピングカーの宿泊場所のところなんですが、やはり役場の公共施設を使って宿泊をするというのはできないということは十分理解をしていますが、参考までになんですが、今キャンピングカーのブームが来ております。参考までに販売総額なんですが、2021年635億円。2022年762億円。2023年1,054億円。市場がさらに広がっている状況です。今後、キャンピングカーはさらに需要が高まりますし、三春町はモンベル効果も必ずプラスになると思います。観光交流人口を増やすのであれば、やはりキャンピングカーが宿泊できるような設備管理をつくることも必要かなと思っています。例えばですが、常設でなくても、ゴールデンウィークや滝桜の時期だけでも対応できたら良いと思います。周辺の方・住民、ごみの問題等があるのは十分理解はしているんですが、今後廃校などを利用して委託運営等を行うことも一つではないかと考えますがどうでしょうか。

○議長　　3番議員に申し上げます。再々質問あれば、一遍にお願いをいたします。項目ごとでなく、一遍にお願いします。

○3番（大内広信議員）　すみません、もう一つ質問させていただきます。

公共駐車場の警備員ですが、警備員の方もやはり高齢化の問題を抱えておると思っていますので、せめて観光客の方から聞かれたときに簡単に答えられる引き出しは身につけることが必要だと思います。三春町の方では、観光マップや飲食店マップを作っているかと思っておりますので、そちらを警備員さんの方にも配付をして、簡単なマップをお客様に渡しながらか、お客様のオーダーに合わせて、いろんな観光案内をお知らせすることも必要だと思いますし、またそれもお客様とのコミュニケーションとして使えると思いますが、どうでしょうか。

○議長　　当局の答弁を求めます。



遠藤産業課長。

○産業課長 再質問にお答えします。

まず、1点目のキャンピングカーの宿泊場所等でございますが、先ほど駐車場の関係は答弁させていただきましたが、需要が大変伸びているということで議員ご指摘の今ありました、町ではモンベルと包括連携協定を締結しまして、アウトドアアクティビティ構想ということで、事業を展開しているところでございます。三春の里田園生活館や三春ダム・さくら湖周辺、そういったところの地域資源を生かして、一体的な観光拠点として施設等を整備するという計画がございます。将来的な構想の中で、キャンピングカー、そういったものの宿泊場所等を検討させていただければというふうに考えております。

2点目の、街なか駐車場の警備員への指導、マップ等の配付でございますが、現在警備会社と委託契約を結び、警備員の業務内容については仕様書で定めておりますが、その中にそういった観光案内・マップ等の配付、そういったものも盛り込めるかどうか、その辺は今後検討させていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

(ごさいませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で、3番大内広信議員の質問を終結します。

○議長 8番松村妙子議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○8番(松村妙子議員) さきに通告しました2件について質問させていただきます。

まず1件目、子宮頸がん撲滅について。

2023年6月に国立がん研究センターは、HPVを引き起こす子宮頸がんの国内現状や予防策をまとめた報告書を公表いたしました。報告書では、子宮頸がんの死亡率が減少傾向の諸外国に対して、国内では横ばいが続いているというデータが紹介されております。1990年前後には、イギリス・オーストラリア・アメリカよりも低かった日本の死亡率が、現在は上回っております。罹患率も増加傾向で、特に20代から40代の若年層が増えているという現状であります。

一方で先進国では、近い将来子宮頸がん撲滅を可能だとの予測もあるようです。令和4年度にHPVワクチンの積極的勧奨が再開され、併せて積極的勧奨差し控えの影響を受けた世代に対しても、キャッチアップ接種が開始されました。キャッチアップ接種対象世代には、ワクチン接種率が低い学年もあり、将来の子宮頸がん罹患を減らすためには、この機会に接種を進める必要があるかと思えます。キャッチアップ接種期間は、6年度末、令和7年3月の31日までのこの3年間の時限措置となっており、期限内に3回接種完了するためには、令和6年9月末までに1回目の接種を開始する必要があります。

そこで、2点について質問させていただきます。

1点目、令和6年度末に接種期限を迎えるキャッチアップ接種対象者の状況について伺います。

2点目、接種率の向上のために町としての取組みについて伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長     それでは、第1の質問にお答えいたします。

子宮頸がんを予防しますヒトパピローマウイルスワクチン、通称HPVワクチン。こちらの積極的な接種勧奨が差し控えられていた間に、公費での接種機会を逃してしまった平成9年度から平成19年度に生まれた女性を対象に、改めて接種の機会を提供すべく、令和4年度より「キャッチアップ接種」を実施しております。キャッチアップ接種の実施期間は今年度までとなっております、年度内であれば必要な3回のワクチン接種全てを自己負担なしで受けることができます。

お質しの今年度末で接種期限を迎える対象者の状況についてですが、対象者数は552名です。うち、今年4月までに1回目の接種を終えられた方は、全体の10.5%に当たる58名。2回目の接種を終えられた方は、全体の7.2%に当たる40名。3回全ての接種を終えられた方は、全体の4.9%に当たる27名となっております。

次に接種率向上に向けた町の取組みについてですが、対象者全員に予診票と併せ、厚生労働省が作成しましたリーフレットを配布しまして、接種の重要性について情報提供をさせていただくとともに、未接種の方に対しまして、毎年5月から7月にかけてはがきによる個別勧奨通知を行っております。

なお今年度につきましては、キャッチアップ接種最終年度となりますので、町広報誌などを通して再度接種勧奨に努めて参りたいと、このように考えております。

以上です。

○議長     質問があれば、これを許します。

8番。

○8番（松村妙子議員）     それでは再質問させていただきます。

接種率がかなり低いのかなと。これはでも全国的にそういう傾向にあると思います。その伸び悩んでいる原因というのは、何なのかということを把握されているのでしょうか。これがまず1点目と。

あと福島市では、キャッチアップが始まった頃は、接種率も少なく30人程度であったと。そういう中で、いろんな周知をしていく中で、キャッチアップ接種を促すポスターなどを公共施設に掲示する、周知を図る中で、400名ぐらいまで増加することができたということでありました。期限内に3回接種を完了するためには、先ほども言いましたが、9月末までに1回の接種をしなくてはならないということでもあります。9月までですと、今、6月ですから数か月あるわけですが、最後の最後まで、諦めずに周知を図っていくことが大事かと思いますが、その点についてもどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長     当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長     それでは、再質問にお答えをしたいと思います。

伸び悩んでいる原因といいますのは、やはりワクチン接種に対してのリスク、副反応についてというふうなことで理解をしております。国の方で、今年の2月下旬から3月上旬にかけてアンケートを実施しているようなんですけども、「ワクチンは安全であると思うか」という問いに対して、本人「安全と思う」と答えたのが27%、あとはご家族・母親が24%程度、あとは「どちらとも言えない」という答えが55%ということで、半数を上回っているというような結果が出ておりますので、やっぱり伸び悩みの原因というのは、そういった接種に対してのリスクに対しての不安なのかなというふうに考えております。

当然、今年度で終わり、あとは6か月の間に3回どうしても接種をしなければならないというふうなことでなっていますので、町としてもやはりこうしたワクチンの接種のメリットとデメリット、どうしても予防接種につきましては強制というふうな形ではありませんので、こういったワクチンの接種のメリットとデメリットについて、再度ご本人・ご家族が理解した上でご判断いただけるように、その判断材料の一つとして再度遅くとも来月中いっぱいまでには、ワクチン接種に関しての国のリーフレットがございますので、こちらをキャッチアップ接種未接種者に対して再度お送りをして判断材料にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

8番。

○8番（松村妙子議員） ありがとうございます。

このHPVワクチン、撲滅ということになるとなかなか大変なことなのかなとは思いますが、HPV、主要な感染経路は異性間の性的接触であり、男性から女性へ、また女性から男性への異性関係の感染による大きな問題があるということでもあります。そこで、HPVワクチンの男性への接種費用助成に関して、令和5年度から新規に開始する自治体が増えてきております。さらに、令和6年度には、より多くの自治体が助成されることになっているということでもあります。男性も予防のためにHPVワクチンを接種することが必要かと思いますが、町としてのお考えはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 お答えいたします。

男性へのワクチン接種ということで、令和2年度から男性もワクチン接種が可能になったというふうなことで承知をしております。ただし、有効性や安全性については、一定程度認められるというふうな見解と併せて、費用対効果にはまだ問題があると、国のワクチン評価に関する小委員会での意見がございまして、現在まだ定期接種というものには位置づけがされていないというふうな状況でございますので、現時点では町の方で、他自治体で男性に対してもというふうな、接種費用の補助というふうなことを実施している自治体もあるようですけれども、こういった小委員会での見解を踏まえて、現時点ではまだ町の方で助成対応というふうなことまでは検討はしていないというのが実情でございます。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○8番（松村妙子議員） 2件目の質問に入らせていただきます。

認知症を発症しても安心して暮らせる社会について。

国では、2025年には高齢者の5人に1人が認知症になると推計しており、認知症が私たちにとってますます身近なものになってきております。2024年1月に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。基本法の目的は、認知症の人が尊厳を保ちつつ、希望を持って暮らすことができる社会の構築であります。この目的に向かってまず大切なことは、認知症に対する正しい理解を深めることでもあります。また、共

生社会の実現に向かって努力しなくてはならないことであるとも思っております。

そこで、3点について質問させていただきます。

1点目、認知症に対する正しい理解を深める広報活動について伺います。

2点目、認知症の人への理解を深める体験型教育について伺います。

3点目、認知症のスクリーニングの推進について伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、第2の質問にお答えいたします。

認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、毎年町民や町内事業所などを対象に「認知症サポーター養成講座」を実施しており、これまでに1,663名の方が受講しております。

また認知症に関する体験型教育につきましては、昨年度より小学生を対象とした体験型の「認知症キッズサポーター養成講座」を開催し、講師による一方的な講義だけではなく、認知症の方への対応に関する寸劇やグループワークで自分たちの考えを話し合うなど、認知症に対する正しい知識と理解を深めるための取組みを行っております。

次に認知症のスクリーニングの推進についてですが、認知症確定診断のための専門的なテストや軽度認知障害を判別するための医学的なスクリーニングなどとは別に、自分のできる認知症の気づきのためのチェックリストを町の認知症ガイドブックに掲載しております。セルフチェックを通して自身の状態を認識しつつ予防活動に取り組むことが重要であり、今後もサロンの場などで活用して参りたいと、このように考えてございます。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

8番。

○8番（松村妙子議員） それでは、2点ほど質問させていただきます。

1点目、認知症のキッズサポーター養成講座を開催されているということで、町の教育ポータルサイトで岩江小学校の活動内容を見させていただきました。体験教育を通して、正しい知識と理解をしていくということが大事なことであり、他の学校でも実施されているのか、一点。

2点目、認知症サポーター養成講座。これまでに1,663名の方が講座を受講されているということで、この受講された方たちが「受講して」で終わっているのか。また受講して、その経験を生かして何らかの形で支援をされているのか。その点について、これだけの方が受けていられるということで、また違う段階、もう一歩上の支援というのを考えているのか、その点について伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、再質問の方にお答えいたしたいと思います。

まず、キッズサポーター養成講座ですが、昨年度より実施ということで、昨年度は、新聞報道にもありましたけども、岩江小学校の6年生と、あとは三春小学校の4年生を対象にということで、その2校で昨年度は実施をさせていただいております。あと、今年度なんですけども、今月26日に校長会議が開催されるということで、その場で地域包括支援センターの認知症の地域支援推進員がお邪魔をして、開催協力をお願いをするというふうな予定になってございます。今年度も、学校側の協力を頂きながら、サポーター事業を継

続して参りたいなというふうに考えております。

あと、1,663名の方の状況ということで、当然中にはサポート支援というふうな形で活動をされている方もいらっしゃると思いますが、これは主に認知症の方への理解、これが一番大切になってきますので、そちらが今までは、どちらかというと中心だったのかなというふうに考えております。ただ、これから認知症の方が増えていくというふうなことで、新聞報道なんかにもありますけども、認知症対策というのは行政だけではどうしても実施が困難、やっぱり認知症の人が地域で生活していくということのためには、地域の方々の協力が不可欠というふうな形の中で、これまで認知症サポーター養成講座受講された方々の中から、今後希望者を募って、ステップアップ研修を行って、現在よりも一歩踏み込んだ支援というふうなこと。例えば、見守りであったり、話し相手になっていただいたり、あとは外出支援といったもの。そういった、認知症の人が地域で生活をしていく上で必要なサポートといったものをしていただける、支援者を増やしていきたいなというふうには考えています。それと並行して、地域包括支援センターの方にコーディネーターがおりますので、コーディネーターが支援者からの相談に応じたり、アドバイスしたりとか、そういった形での支援者を支える。そういった体制を整えて、一つのチームとして行政とか、あとは関係機関などとも連携をした形の中で、認知症になっても安心して暮らせる三春町の地域づくりというものを、今後推進していきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で、8番松村妙子議員の質問を終結します。

暫時休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

…………… 休 憩 ……………  
(休憩 午前11時54分)  
<休 憩>  
(再開 午後 1時00分)  
…………… 再 開 ……………

○議長 休憩前に引き続き再開をいたします。

1番影山孝男議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○1番(影山孝男議員) さきに通告した質問を行います。

質問事項ですが、ごみ集積所の維持・管理支援についてです。ごみ集積所は町内会または自治会等で設置し、管理をしております。利用すべき集積所も住民間で取り決められております。

そこで、三春町の集積所の実態と課題について伺いたいと考えております。

1点目、集積所の形態は様々になっております。小屋型であるとか、路地置き型とかありますが、それらの基準はどのようになっているかということ。

2点目、集積所の構造物設置費の助成はあるのか。あれば実績等を教えてください。

3点目、不適切な排出に対する対応策はどのように考えているか。

4 点目、超高齢社会におけるごみ出しの支援制度はどのようになっているのか。

5 点目、他地区からの持ち込み等の対策はどのように考えているのか。

6 点目、資源ごみ回収団体の支援活動はどのようになっているのか。

最後になります。7 点目、ごみ減量化への周知徹底はどのように図っているのか教えてください。

以上です。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

1 点目のごみ集積所の形態につきましては、基準は設けておりませんが、町内 3 4 9 か所にある集積所のほとんどは、小屋型と路地置きになっております。カラスによるごみ散乱の対策として、路地置きの場合はネットをかけるなどの協力をいただいております。

2 点目の設置費用等への助成につきましては、過去に宝くじ助成事業を活用して設置した事例もございましたが、現在は制度改正により補助対象外となっております。また、町独自の補助制度は設けておらず、地区での負担により維持管理をお願いしております。

3 点目の不適切な排出に対する対応策につきましては、町広報紙やチラシ等で周知を行っておりますが、集積所で分別等ができていない場合などは、直接職員による説明を行って参ります。

4 点目の超高齢社会におけるごみ出し支援制度につきましては、要介護認定を受けた一人暮らし及び高齢者のみの世帯や、一人暮らしの障がい者などの方を対象に、週 1 回自宅に訪問のうえ収集を行う「ふれあい収集」を実施しており、現在 3 5 名の方が利用されております。今後、高齢化が加速し、ふれあい収集事業の対象となる方や集積所までごみ出しに行けない方が増えると見込まれますので、引き続き事業運営の見直しや地域での支え合い等により対策を検討して参ります。

5 点目の他地区からの持ち込み対策につきましては、ごみ集積所に鍵をつけるなど対策をしていただいております。近年、三春町外のごみが集積所に捨てられる不法投棄の事例もございますので、状況によっては監視カメラを設置するなど対応して参ります。

6 点目の資源ごみ回収団体への活動支援につきましては、実績に応じ、1 kg 当たり 3 円の報奨金を交付しております。令和 5 年度につきましては 7 団体が活動していただき、4 1, 2 6 0 kg の収集実績がございました。

7 点目のごみ減量化への周知につきましては、広報みはる 4 月号から S D G s コラム「P a p p e r s k o r g (パペルスコルク)」を掲載し、定期的にごみに関する情報を発信しております。今後は町ホームページの充実や、ごみ分別ガイドの見直し等により、再度周知を図りたいと考えております。

なお、令和 5 年度は 5, 5 8 5 トン、1 日一人当たり 9 3 2 グラムのごみが排出され、1 0 年前と比較すると約 4 % 減少しております。人口減少によるものと考えられますが、町民の皆様が限りある資源を大切にし、各家庭におけるごみの減量化が進むよう、周知広報に努め、脱炭素社会の実現に向けて引き続き取り組んで参ります。

○議長 質問があれば、これを許します。

1 番。

○1 番 (影山孝男議員) ご回答ありがとうございました。

清掃作業員から見た住みやすい町は、ごみ集積所がきれいだと聞いております。生活環

境及び治安維持のためには大切なことだと考えております。また、ごみ処理は、し尿処理と同様、生活には欠かせない事業です。1点目は理解しました。

2点目は、補助は行わないということですが、昨年3月の議会でも同様の質問があり、変わらないということになっておりますが、最近は少子高齢化、それから核家族化等により、地域での負担が厳しい地域や家庭もございます。福島県内の市町村の中で、福島市では、ごみ集積施設に対する補助及びごみ散乱防止対策のネット等の購入費の助成が行われています。三春町では財政的に厳しいかもしれませんが、地域住民から助成について強い要望を伺っているところです。ぜひ助成の検討を要望しますが、いかがでしょうか。

3点目の不適切な排出に対する対応ですが、私の住んでいる岩江地区では、まちづくり協会主催による行事として研修会を実施しています。昨年は、三春清掃センター及び田村西部環境センターの見学等を行い、ごみの分別作業員またはごみ収集作業員等の要望を取り入れた意見交換会などを行っております。これらにより改善が図られている部分もあるかと思しますので、是非、町主催の見学会等も開催してはいかがでしょうかという提案でございます。

資源ごみ回収団体の活動ですが、令和5年度は7団体ということで、私が思っていた数より随分少ないような中身になっておりますが、7団体の内訳を教えてくださいませんか。

次に、ごみ出し支援制度は、回答されたとおり、引き続き事業運営や見直し、地域の支え合い等により対策を継続して検討していただき、どのような結果になるかは知りませんが、期待して待っています。

以上で再質問を終わります。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 再質問にお答えします。

まず1点目の、ごみ集積所の環境整備につきましては、各地区の集積所で、当番制等で各持ち回りで環境整備をしていただいていることを承知しておりますので、引き続き、地域の方々にご協力をいただければと思っております。

2点目の集積所の補助につきましては、今現在、人口減少・高齢化が進行する中で、先ほど申し上げたとおり、自ら集積所に出すことが困難な方の対策も必要と考えてございます。そういった対策、分別・収集対応の見直しを今現在進めておりますので、その中で検討していきたいと思いますが、現時点におきましては、地域の住民の方々で維持管理についてご協力をお願いしたいと思います。

3点目の研修でございますが、各まちづくり協会や行政につきまして、田村西部環境センター・清掃センターの見学をいただいて、分別作業等を見ていただく機会が設けてございます。引き続き、行政区単位または個人の団体でも結構ですので、ご要望があれば、住民課の方に申し出ていただきまして、見学をいただければと思っております。なお、町としての主催につきましては、今後検討して参りたいと考えてございます。

あと、資源収集团体の7団体の内訳でございますが、主にPTA、あとはスポーツ少年団での活動をいただいている状況でございます。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

1 番。

○1 番（影山孝男議員） 先ほどの助成の関係ですが、地域によっては、ごみ集積所が補修しているのですが、ひどい状態になっている場面もあります。各地域としても、それらは修繕の対応はしているのですが、そういった場で、回収作業員等の事故とか、そういったことを考えれば、改善してあげたいと思いますので、是非、検討の方をお願いしたいと考えています。

○議長 予算に関することでありますので、町長の方から答弁を求めます。  
坂本町長。

○町長 ごみ集積所の管理の話でございます。小屋型と直置き型があるというふうな説明をさせていただきました。小屋型はなかなか作るのも大変だし、維持管理も大変だということで、最近は大変になっております。したがって、今後、仮に集積所に対する助成ということの検討になれば、直置き型、今、影山議員のご質問の中にありました、ネットなどが各地で広がっておりますので、そういったものを検討していくことになるのかなというふうに思っております。

ただ、単価がそれほど高くないというふうなものでありますので、新たに補助制度をつくるというよりも、既に交付しております、各まちづくり協会の交付金の中に含めて、地域に応じて順次整備していただくとか、そういった形で今後検討していくようになるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。  
（ありませんの声あり）

○議長 質問なしと認めます。

以上で、1 番影山孝男議員の質問を終結します。

○議長 1 1 番橋本善一郎議員、質問席に登壇願います。  
質問を許します。

○1 1 番（橋本善一郎議員） さきに通告いたしました、モンベルストアについてご質問いたします。

三春において少子高齢化が進む中、町外からの誘客は町活性化のためには大切な事業であり、モンベルストア出店に多くの町民が期待しているところだと思います。今年度の事業においてモンベルストアが完成し、付帯設備であるカヌー、キャンプ場が整備されるわけですが、アウトドア・アクティビティの拠点整備として、総額で約18億円のうち11億円の起債が想定されているわけですが、あまりの多額の投入資金に心配する声もあります。そこで何点か質問させていただきます。

今後の町債務のモンベルストア、またこのアクティビティの返済計画がどのようなになっているのか、お伺いいたします。

2 点目として、町への経済効果、また来町者数はどの程度想定しているのか、お伺いいたします。

3 番目として、町市街地への誘客はどのように考えているのか、質問いたします。

4 番目として、施設の維持管理費はどのようにモンベル側と按分し、またどの程度の周辺設備の維持管理費がかかるのか、質問いたします。

最後ですが、周辺民地の活用計画は、今後あるのかどうか質問させていただきます。

以上です。



○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まず1点目の町債の返済計画についてですが、町債予定額については10億4,000万円ほどを予定しております。20年間での償還を計画しております。また、町債予定額のうち3億4,000万円ほどについては、後年度、交付税措置が見込まれているところでございます。

2点目の経済効果、来町者数の想定についてですが、経済効果については、三春の里・三春ダム周辺に多くの方々に訪れていただき、その方々が町内を周遊し、買い物や飲食、宿泊などをしてもらうことで地域全体への経済効果につなげていきたいと考えておりまして、経済効果の試算については、現在福島大学などの協力を得ながら進めているところでございます。まだ途中段階ではありますが、年間で1億円を超える経済効果が見込まれるのではないかと試算になっているところでございます。

また、来町者数についてですが、三春町と同様の形で、既にモンベルとの連携を行っている北海道の清水町では、観光客の入込数が1.5倍になったとの結果が示されており、三春町においても同程度、もしくはそれ以上の観光客の増加に期待したいと考えております。具体的な想定人数については、令和4年の三春の里田園生活館の利用者数が約20万人であり、10万人程度、もしくはそれ以上の方々が新たに三春町を訪れることを期待しているところでございます。

3点目の町市街地への誘導についてですが、中心市街地の既存の散策路を再整備し、複数の散策路を有機的に結びつけ、魅力的な散策路コースを創出する取組みや、中心市街地に数多くある神社仏閣や蔵、旧吉田邸、紫雲閣などの歴史的な建造物が残る城下町の町並み、四季折々に行われる盆踊りや祭礼、だるま市のイベント、三春城のVRといった中心市街地の魅力を改めてPRしていきたいと考えております。

また、飲食店などの店舗を紹介するカードを作成し、そのカードを持っていくと、何かしらの優待サービスを受けられる「まちナビカード」という取組みも進めておりまして、経済効果と併せ、中心市街地への誘客にもつなげていきたいと考えており、こうした取組みについては、商工会などとも連携し、事業者への働きかけを継続していきたいと考えております。加えて、周遊や集客、情報発信などの観点から、さらに様々な取組みを検討するため、若手職員のプロジェクトチームによる検討も進めているところであります。

4点目の施設の維持管理費についてですが、三春町と同様の形で、既にモンベルと連携している自治体の例で申し上げますと、年間2,600万円程度の維持管理費がかかっているとのことでありまして。三春町においても、モンベルストアなどの拠点施設、キャンプやカヌー場の施設を合わせ、全体の維持管理費の想定を行っております。

水道光熱費や設備などの保守点検、施設周辺の環境を維持するための経費、そして管理運営に係る人件費などの内容で試算をしておりますが、先ほど述べた年間2,600万円と同程度の試算となっております。ただし、この試算の中で、モンベルストア部分に係る水道光熱費などについては、モンベルが負担することで想定しているところでございます。

5点目の周辺民地の活用についてですが、町として、民地に係る具体的な土地利用の想定はしておりませんが、三春の里・三春ダム周辺地域の土地利用の方向性については、地域ごとの土地利用計画を定めており、その改定に併せ、地域の皆様とも協議していきたいと考えております。また、三春の里・三春ダム周辺で事業を希望する方の動向などにも注視しつつ、環境や景観の保全についても、適切な対応をして参りたいと考えているところ

でございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

11番。

○11番（橋本善一郎議員） 20年にわたっての返済ということなんですけれども、1年間にどの程度の返済になるのか、聞かせてください。

それから、モンベルストアからの利益的な還元というか、収益はあるのかどうかお願いします。

それから、施設の維持管理なんですけれども、田部井さんのブースがモンベルストアの2階に設置されるわけなんですけれども、こういった経費の按分はどうなっているのかお願いいたします。

また、現在、カヌーの使用もあると思うんですけれども、年間どの程度の使用回数があるのか聞かせてください。また、使用の料金等は幾らになっているのか聞かせてください。

それから最後なんですけれども、先ほど同僚議員からも質問があったと思うんですけれども、野外のオートキャンプ場等々、今後あの周辺に設営というか、新たな事業として取り組む考えがあるのかどうかを聞かせてください。

それから、モンベルストアの周辺に町の施設等々があると思うんですけれども、そういった施設に対して、商店の方から「近くに出店したい」というようなご意向もあると伺っているんですけれども、そういったところに貸出しというか提供する考えがあるかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まず、概要についてお答えさせていただきまして、具体的な数値については担当課長のほうから申し上げます。

まず、償還20年ということで、年間どのくらいになるかということについては、試算があれば、今担当課長の方で答えを申し上げます。

あと、2つ目のモンベルからの、いわゆる家賃的な収入があるかどうかということについても、これも具体的な数字については後ほど回答申し上げます。

あと、田部井淳子さんの記念館スペースがあるわけですが、そこについての経費は、当然町の方の負担ということになりますので、基本的にはそういった形で整理しているということになります。

あと、カヌーが年間どのくらい使われて、使用料がどのくらいになるかというのは、今現在多分まだそこまでの試算はしていないかと思うんですが、もし現状で準備できる数字があればお答えさせていただきます。

あと、オートキャンプ場の検討は、先ほどご質問にありましたけれども、確かに町なかでのキャンピングカーというのは、なかなか受入れが容易ではないのですが、ダム周辺ということになれば可能性はあるのかなというところまででございます。したがって、引き続き、RVキャンプの動向なども踏まえまして、それにふさわしい設備ができるのであれば積極的に検討していきたいというふうに思っておりますが、今現在はまだ白紙であります。

最後に、モンベル周辺に公共施設、多分学校跡とかそういうところを指しているのかなというふうに思うんですが、もしそういうところを使わせてほしいということであれば、

それは個別に相談に応じさせていただきたい。或いは、三春の里の敷地の方に他の地域から出店したいということであれば、別に拒むものではありませんので、内容をお伺いして、お互いにwin-winの関係になれば良いことですので、そういったことについては積極的に検討して参りたいというふうに思っております。

続いて、数字的なものについては、担当課長の方でお答えできるものはお答えさせていただきます。

○議長 渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 それでは、数字的なところも含めて、私の方からお答えできる部分をお答えさせていただければと思います。

まず、町債の20年間の1年間の返還額ということでございますが、金利の関係もございまして、そういった関係で変動する部分がございますが、基本的には20年間均等的な金額で返済をしていくような予定になってございます。

それから、2点目のいわゆる収入の部分のお話、ご指摘の部分でございます。まず、拠点施設整備のところ、モンベルストアが入る部分のところの想定でございますが、モンベルストアが入ることによって、いわゆる家賃収入を見込んでいるということでございます。家賃収入につきましては、今後モンベルと調整させていただく部分がございますが、一定程度の家賃収入を得るということで協議を進めていきたいと思っております。

続きまして、拠点施設のいわゆる田部井淳子さんと、ビジターセンターという言い方をさせていただいてございますが、モンベルストアと一体的な形で入る施設の経費の考え方でございますが、基本的にはモンベルストアの部分に関わる経費は、当然ながらモンベルで負担をいただくということで、今想定をさせていただいているということでございます。

続きまして、カヌー・カヤックの利用の収入のお話でございます。収支の中で、当然収入の部分も想定をさせていただいてございます。利用回数見込みの中で、今数字を少し精査させていただいているということでご理解いただければと思っております。

キャンプ場の、午前中にも質問がありましたが、いわゆるキャンピングカーの対応等々につきましては、先ほど町長が申しましたとおり、今後の検討課題ということでご理解いただければと思っております。

最後、モンベルストアの出店の施設の貸出しの話でございます。昨年度の商工会の女性部の方からも同様な要望をいただいておりますが、そういった内容も含めて、町の方でも検討は進めていきたいと思っておりますが、今後具体的な内容等をご相談いただければということで、今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

11番。

○11番（橋本善一郎議員） 最後に1点だけなんですけれども、今後このアクティビティの基本構想なんですけれども、今後はどういう方向性で事業を進めていくのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えします。

アクティビティの方向性ということであります。別の言い方をすると、モンベルさん自

身の営業に係る部分と、モンベルを誘致した三春町としてどういったモンベルさんの使い方をするか、この2点になろうかと思います。

1つ目のモンベルさんの店としての機能は、皆さん想像しているとおおり、周辺の100km圏内・200km圏内からの集客が見込まれておりますので、そういった方で現地がにぎわう、そういうものを想定してございます。

もう一つの方のモンベルさんを誘致して終わりということではなくて、モンベルストアを使って、どうやって町が経済的に潤っていくか、或いは様々な効果・高揚を図っていくかというところが、これは主に町の仕事でございますが、1つは、先ほど申しました遠くから来る観光客も含めて、とにかく三春の産品を買っていただく。或いは地域を利用していただく、そういうことで経済を回していくというふうな取組みを積極的にやっていく。そういったリーディングプロジェクトというほどではないのですが、そういったものを町の方で実行させていただくというのが1点。

あとは、モンベルというのはアクティビティということで、野外活動であります。町の方が、例えば健康づくりに周辺の散策、これにモンベルさんのいろいろなコーチングの理論などを応用して健康づくりに役立てるとか、或いは町内の神社仏閣の観光と併せて健康づくりをやっていくとか、そういったことで町民の方にとっても、いろいろなメリットがあることをこれから具体的に検討していく必要があります。一部検討をプロジェクトチームの方でも始めておりますが、そういったものを踏まえまして、モンベルさんが来たから全てお任せということではなくて、いかにモンベルストアを利用させていただいて、町民生活が豊かになって、かつ地域経済が豊かになる。そういったものの知恵を出していく、実行していく、そういった方向性で考えております。

以上です。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で、11番橋本善一郎議員の質問を終結します。

○議長 9番三瓶文博議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○9番(三瓶文博議員) 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しました2点についてお伺いします。

まず1点目、町内在住の外国籍の方に対するサービスについてであります。三春町では、防災マップを作成し各戸に配付するとともに、ウェブ上でも公開するなど、町民の安全・安心に努められているところであります。また、地区計画も7か所で住民参加により策定しております。内容も充実しており、大変見やすいものであると思います。

しかし、多言語に対応した項目は一切ありません。三春町に在住及び来町される外国籍の方に、防災マップの多言語化や生活上の問題の相談窓口の設置について、三春町の現状と今後の取組について。

1、外国語で三春町に住民登録があるのは何人なのか。

2、相談の窓口はどこか。

3、今後考える取組みはあるのか、お伺いします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長      お答えいたします。

1点目の三春町に住民登録されている外国人の人数ですが、令和6年5月28日現在83人となっております。内訳としては、中国、フィリピン、ベトナム国籍の方が多く、企業への技能実習生や永住者として居住されております。

2点目の外国人住民の方の相談窓口としましては、住民課の総合生活相談窓口をご利用いただくこととなり、相談内容によりまして、担当部署・関係機関へおつなぎいたします。

また、福島県国際交流協会では、県からの委託を受けて外国人の相談窓口を火曜日から土曜日の午前9時から午後5時15分まで、英語・中国語など13言語に対応した無料相談窓口を開設しております。相談方法につきましては、電話・メール・ファックス・LINE・来所による対面の方法があり、電話の場合ですと、無料通話サービスを利用することも可能であります。

町としましては、相談窓口の周知を図るとともに、相談者の言葉の壁に対する不安を解消するため、関係機関と連携を図りながら、安心して相談できる体制づくりに努めて参ります。

3点目の今後の取組みについてですが、町では令和6年2月よりホームページに掲載されている「広報みはる」を多機能型デジタルブック（カタログポケット）により、多言語へ翻訳し、閲覧することができるシステムを導入しております。今後も多言語対応のシステム、アプリによる防災・災害時の情報など、生活に密着した情報の発信に努めて参りたいと考えております。

○議長      質問があれば、これを許します。

9番。

○9番（三瓶文博議員）      今、回答をいただきました。三春町では83人の外国人がいらっしゃる。相談窓口は住民課の窓口。そして、今後考える取組みということでは、デジタルによる広報みはるからの情報が取れるというようなことでありました。

田村市と小野町の防災マップもいろいろ見たんですけれども、表は英語書きで書いてあるのだけれども、中身は英語書きはないんですね。ちなみに田村市は243人、小野町が170人、外国人の登録があるという部分なんです。

今年の3月に、公益財団法人いわき市国際交流協会というところと、三春町の国際交流協会で意見交換会を行ったんです。いわき市は登録人数が3,500人ぐらいいらっしゃるんです。国際大学もありますので、学生さんも300人ぐらいいらっしゃるということで、そういった対応の中で財団をつくって、市役所とタイアップして市役所から3人、あと財団の4人で対応しているということなんですけれども、やはり人数の差が違いますけれども、離婚の問題とかDVの問題、また母国にお子様がいらっしゃって、それを日本に持ってくるというふうな相談。また、子どもの教育の問題。多岐にわたった相談をしているということだったんです。その中で、防災に対してというようなことでいろいろ話を聞きましたらば、こういったワンペーパーのもののなんですけれども、例えば地震対応・台風の対応、そういったものに分けて、ワンペーパーでこういったものを用意した。それは非常に良い方法だなと思って、そういったことが是非行政のサービスとして、これは三春でも可能なんて思ったものですから、このような方法を取り入れるような考えはあるのか、お聞かせください。

○議長      当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 再質問にお答えいたします。

まず、離婚問題とかDV問題につきましては、専門的な知識が必要になってくるかと思っておりますが、先ほど答弁させていただきましたが、福島県の国際交流協会では、弁護士・行政書士による専門の相談窓口も開設しておりますので、そちらの方の案内周知を図って参りたいと考えてございます。

2点目の防災マップの多言語化でございますが、先ほど答弁させていただきました、多言語化の閲覧できるカタログポケットでございますが、今現在三春町の方では、広報みはると滝ザクラ天然記念物指定100周年の記念誌のみでございます。そちらの方に、今現在作成しております三春町のハザードマップ等を掲載すれば、アプリを通じて多言語に変換できるシステムがございますので、こういったデジタルの技術を活用しまして、生活に関するチラシ等も掲載をして情報発信を図りたいと考えてございます。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

9番。

○9番（三瓶文博議員） ただいまのデジタルによる情報発信ということですが、デジタルによる情報発信をする場所にたどるまでが問題なわけですね。だから、それにとっては、こういったペーパーでの解説が入るものが必要だと思うから言ったのですけれども、そのようなことだと思います。

それで、三春町は国際交流においては、まさに日本においても先進的な活動と成果を上げてきていると、私も関わっている1人として自負しているところでございますけれども、その環境下で、今後少子高齢化・労働力不足などにより、福祉・土木・建設業等に外国籍の労働者が増えることが完全に予測されております。また、県の運転免許センターでも、バスの運転手さん不足を鑑み、二種免許取得の対策をしていると、そういったことをテレビで報道されているような状況でございます。こんな中、異文化共生とか多文化共生とかという、随分コロナで止まってしまったわけですが、そういった観点の中では、先んじて、例えば今案内がありました防災マップの多言語化や生活上の相談の外国人向けの窓口、こういったものの設置、そして受け皿をつくるべきだと思うんです。

そしてまた、町は今回予算を計上しまして、インバウンド対策をやっています。これはモニター対策で、外国から来てもらってそういった対策と聞いておりますけれども、このような取組みは、インバウンド対策としても来町される外国人の方の重要な事項であると考えますので、専用窓口の設置についてどう考えますでしょうか。お聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

外国の方との共生というのは、もう既に始まっているというふうに思っております。今、お話しいただいたとおり、もう就労されている方はいらっしゃいます。そういった方に対応する制度は、まだ三春はちょっと遅れているというふうな自覚がございますので、先ほどご質問にあったワンペーパーで説明できるような資料、これはすぐにでもできますので、すぐにでも実行していきたいというふうに思っております。

あと、外国人の方が窓口においでになった場合の対応、これについても、先ほどデジタル関係、或いは県にもあるということなんですが、身近な部分では翻訳アプリなども既に

かなりの完成度になっている時代になっておりますので、そういったアプリなどを使いながら、デジタルでの筆談的なものになろうかと思うんですが、そういうもので、まずは我々もスキルを重ねていくというふうなことを考えておりますので、そういった外国人がおいでになっても、慌てることなく対応できるような窓口設置についても、これも至急整備していくということで考えていきたいと思います。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○9番(三瓶文博議員) それでは、第2の質問に移ります。

町内の空き家対策についてでございます。令和6年4月1日より改正不動産登記法が施行されました。相続登記申請が義務化され、罰則規定も設けられたこともあり、今後様々な問題が生じることが予想されます。そんな状況下で、三春町においても空き家が目立っており、相続や利活用などで困っている方も多くいると思われます。また、今後所有者不明土地の増加も予想されますが、これらについて町としても対策が、急務であると思われます。人口減少が進み、移住・定住のための宅地造成も推進する必要がありますが、空き家対策による移住・定住促進も有効であると考えますので、次の点について質問いたします。

空き家の数は把握できているか。

利活用の空き家はあるか。

空き家になる前に、利活用などについて相談する窓口はあるか。

現状における、町としての対策はあるか。

以上についての町の考えをお伺いします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 第2の質問にお答えいたします。

1点目の空き家の数と2点目の利活用が可能な空き家についてですが、固定資産税に係る家屋の悉皆調査において、外観目視による空き家の調査を行っております。その結果、空き家と見込まれる件数が245件、利活用が可能と見込まれる件数が59件となっております。

3点目の利活用などについて相談する窓口についてでございますが、役場の窓口につきましては企画政策課で担当してございます。

4点目の現状における町の対策についてですが、空き家に対する意識啓発などを目的として、例年固定資産税の発布に併せ、町外の方を対象として空き家の適正管理や、町の支援策に関する情報提供を行っております。また、町内の事業者を利用するなどの条件はございますが、三春町への移住や定住を目的として、空き家を改修する方や除却して住宅を新築する方に対する助成を行っており、さらには、空き家の所有者と利用したい方のマッチングを行う空き家バンク事業も行っているところでございます。

空き店舗につきましても、中心市街地であることにはありますが、商店街の魅力向上を目的として、空き店舗に新たに入居する方の改修費や家賃に対する助成を行っており、こうした事業を継続していくことにより、移住・定住や商店街の魅力向上と併せ、空き家

対策も進めていきたいと考えているところでございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

9 番。

○9 番（三瓶文博議員） 空き家支援が始まりまして、平成 27 年から町でも支援をやって、去年までのデータで移住が 66 人、定住が 53 人、119 名が三春に定住なさったという報告を前回の全協で受けました。そして、今年は新しい空き家の対策にあるように、グレードアップ、調査費がプラスになったものが、今年 4 月から施行されたということなんです。

田村市においては、官民一体となり取組みを行っております。それは、一般社団法人 Switch というところに業務委託をしてやっているんです。それは、田村市帰還・移住等環境整備事業、移住定住者住居サポート事業というような名前のもとにやっていて、その団体が今年の 2 月に「空き家セミナー」というのをやるという情報を聞きまして、行ってきました。それは、田村市に空き家を持っている。例えば住宅を持っている。土地を持っている。その東京会場とオンライン、そして田村市の会場を結び、東京がちょうど施行されて間もなかった前段だったものですから、その説明を地元の司法書士が説明を入れながら、3 次元で意見の交換をしたり、そういったことをしたんです。それは、非常に一歩進んだ取組みだなと感じたわけであるんです。こういった取組みも、空き家対策の中には必要だなという感じを受けたものですから、町としてそういった今後の取組みの考えがあるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 再質問にお答えさせていただきます。

議員お質しのとおり、空き家に対する様々な制度等々動きがございます。そうしたことを広く周知することは、非常に大切なことと認識しておりまして、先ほど答弁の中でも、いろいろパンフレットを使って、固定資産税の納税通知の発布の際に周知を図っているという取組みはさせていただいてございますが、加えて、情報発信・情報提供をするための取組みとしてセミナー的なもの、そういったものも今後検討していければと考えているところでございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

9 番。

○9 番（三瓶文博議員） 三春町においても、平成 27 年の空き家対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、「空き家をお持ちの皆様」へというこういう冊子があるんです。分かりやすく解説されており、でもこれは町民の目には届いていないんです。必要にするともらえるんだけど、多分三春の広報なんかで回覧のときもそうですけれども、回覧したものというのは回収しますから見ないですね。今回、改正不動産登記法が変わって、前回に同僚議員も質問しましたけれども、その内容について触れたわけでありまして、やはり町民のサービスの矛先というのは町役場しかないんですね。そういう部分に関して。それはやはり「法務局に行って」とか云々は分かるんだけど、「まずは」というふうな部分があるから、それを簡単な冊子にしてこれと合わせて全戸配付で回せれば、空き家の所有者、要するに近所の方も、空き家対策の登記法でそういった 3 年以内に登記簿を作らなくちゃいけないんだと。例えば、「空き家対策は町でこれだけのことをやっているんだよ」というようなことを。非常に良くできていますので。ただ、これはちょっと古いん



でしょう。だから、そこら辺ちょっとバージョンアップして、なるべく簡単なペーパーで全戸配付して、それをすることによって、町民の空き家に対する意識が変わると思うんです。空き家対策に非常に変化が生まれるのではないかと私は考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まず、空き家対策なんですけど、既に以前お配りしたものがあつたというものはバージョンアップして、また機会を見て広報に努めて参りたいと思います。

まず、基本的な考え方なんですけど、午前中も公営住宅のバリアフリーの質問をいただきました。先ほど、全協でもお話しさせていただいたかと思うんですけど、今町では住環境の基本計画をつくり始めました。約2年ほどかかります。なぜかという、三春町は住環境が不便だからです。それを何とかしたいということで、まず基本計画をつくって、抜本的に直していこうという。その中でバリアフリー、公営住宅の在り方、そして中でも空き家問題というのは避けて通れません。ここについて積極的に物件が動くような施策をしようということを考えております。そういった中で、三瓶議員からのご提案というのは非常に役に立つことも多いものですから、是非とも町でも取り入れて進めていきたいと思っております。

空き家対策で、特に旧町内が歯の抜けた口のような状態になっておりますので、そういったものを改善しつつ、外からの移住者を受け入れて、まちなかを活性化するというのが理想形ではありますが、そういった計画を現在策定を進めております。残念ながら2年ほどかかってしまうのですが、そういった基本的なものをしっかりと踏まえた上で、将来に向けて、三春町の住環境が以前とは格段に違うものを目指しているということを、ご理解いただければありがたいというふうに思っております。いろいろなご提案ありがとうございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

9番。

○9番（三瓶文博議員） 今、町長より「空き家対策は2年ぐらにかかってしまう」というふうな答弁だったのでしたけれども、この不動産登記法の変更によって、3年間で登記をしないと過料という形で10万円という形なんですけれども、仮に物納するにしても保証金が20万円必要だというようなことで、いらないと言っても困るような案件なんです。これを受けたときに、やはり町民の方、土地を持っている方、我々もそうですけども、相続登記になっていないものを持っている人たちは、やはり深刻だと思ふんです。ですから、そういった意味では、啓蒙も含めてワンペーパーであれば、そんなに費用もかからないで済みますので、何とかそこら辺を早急に進めてほしいという思いがあるんですけども。

それで、空き家対策も計画より、今現在、やはり脈々とやっていかないと、スピード感が大事だと思いますので。そのような方向でやってほしいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 ありがとうございます。

急ぐ必要があるというのを拒むことではありません。並行して、そういった急ぎの案件については取り組んで参りたいと思います。

以上であります。

○議長 質問があれば、これを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で、9 番三瓶文博議員の質問を終結します。

……………・ ・ 散会宣言 ・ ・……………

○議長 これにて、一般質問を終結します。

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、散会します。ご苦労さまでした。

(午後 2 時 0 0 分)

令和6年6月5日（水曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 影 山 孝 男  | 2 番 三 瓶 一 壽  | 3 番 大 内 広 信  |
| 5 番 山 崎 ふじ子  | 6 番 石 井 一 正  | 7 番 小 林 孝    |
| 8 番 松 村 妙 子  | 9 番 三 瓶 文 博  | 10 番 篠 崎 聡   |
| 11 番 橋 本 善一郎 | 12 番 佐久間 正 俊 | 13 番 影 山 常 光 |
| 14 番 遠 藤 亮 子 | 15 番 鈴 木 利 一 | 16 番 影 山 初 吉 |

2 欠席議員は次のとおりである。

4 番 佐 藤 弘

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 荒井 公秀

書記 橋本 和宜

書記 佐藤 祐梨子

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

|       |         |
|-------|---------|
| 町 長   | 坂 本 浩 之 |
| 副 町 長 | 伊 藤 朗   |

|               |         |                      |         |
|---------------|---------|----------------------|---------|
| 総 務 課 長       | 宮 本 久 功 | 財 務 課 長              | 菊 田 誠 子 |
| 企 画 政 策 課 長   | 渡 辺 淳   | 住 民 課 長              | 佐久間 島 宏 |
| 税 務 会 計 課 長   | 今 泉 喜 徳 | 保 健 福 祉 課 長          | 影 山 清 夫 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 大 内 広 三 | 産 業 課 長              | 遠 藤 晃   |
| 建 設 課 長       | 新 野 恭 朗 | 企 業 局 長              | 伊 藤 晴 之 |
| 教 育 長         | 添 田 直 彦 | 教 育 次 長 兼<br>教 育 課 長 | 藤 井 康   |
| 生 涯 学 習 課 長   | 鳴 原 健 二 |                      |         |

|               |         |
|---------------|---------|
| 農 業 委 員 会 会 長 | 橋 本 正 亀 |
|---------------|---------|

|             |         |
|-------------|---------|
| 代 表 監 査 委 員 | 鈴 木 輝 夫 |
|-------------|---------|

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和6年6月5日（水曜日） 午後2時20分開議

第1 諸般の報告

第2 付託陳情事件の委員長報告並びに質疑、討論及び採決

第3 付託議案の委員長報告並びに質疑

第4 討論及び採決

議案第32号 三春町衛生車の買入れについて

議案第33号 三春藩絵図方測量村絵図の買入れについて

議案第34号 三春町立認定こども園条例の制定について

議案第35号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

議案第 37 号 三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 38 号 令和 6 年度三春町一般会計補正予算（第 1 号）について

議案第 39 号 令和 6 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 40 号 令和 6 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 41 号 令和 6 年度三春町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

《委員会提出議案》

発委第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

発委第 2 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

発委第 3 号 学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出について

発委第 4 号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出について

発委第 5 号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

6 会議次第は次のとおりである。

（開議 午後 2 時 20 分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 ただ今出席している議員は 15 名です。したがって、地方自治法第 113 条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。それでは、脱衣を許します。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第 1、諸般の報告をします。地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載の届出写しのとおりであり、議場の席次については、掲載の議場席次図のとおりであります。

…………… 付託陳情事件の委員長報告並びに質疑、討論及び採決 ……………

○議長 日程第 2 により、付託陳情事件の委員長報告を求めます。

陳情事件第 2 号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」について。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が定例会 6 月会議において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、6 月 3 日、第 1 委員会室において開会いたしました。

陳情第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書

陳情者 田村市船引町船引字南町通 52

日本労働組合総連合会福島県連合会田村地区連合会 議長 樽井 義成

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

〈陳情事項〉

地方公共団体が様々な課題に対応するには、地方財政の充実、強化が必要不可欠であるため、2025 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含める必要がある。

このため、社会保障の維持・確保、地域活性化、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策、地方公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財源需要を的確に把握した十分な地方一般財源総額の確保、子育て対策や地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援などの社会保障経費の拡充、自律的な地方財政の確立及び国税から地方税への税源移譲の抜本的な改善、政府が減税政

策を行う場合、その財源は必ず保障すること、地方創生推進費として確保している1兆円については、恒常的財源としてより明確に位置づけること、また、その一部で導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は今後採用しないこと、会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体の特別交付税の減額措置を行わないこと、自治体業務システムの標準化に向けた地域デジタル社会推進費の財源確保、地域公共交通の専任担当者の確保を支援すること、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能を強化し、小規模自治体に配慮した段階補正の強化対策等を講じること。

以上について、財務課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。以上で、討論を終結します。

陳情事件第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」について採決します。  
お諮りします。

本陳情はただいまの委員長報告のとおり、採択することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、陳情事件第2号は採択することに決定しました。

陳情事件第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」について。

経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 付託陳情事件。経済建設常任委員会が本会議において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、陳情第3号の審査については、6月3日、第4委員会室において、開会いたしました。

陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書

陳情者 田村市船引町船引字南町通52

日本労働組合総連合会福島県連合会田村地区連合会 議長 樽井 義成

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

本陳情は、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活は厳しさを増している状況であります。物価上昇に見合った賃上げが喫緊の課題であることから、最低賃金の重要性を強く認識し、意見書の提出を求めるため、要望するものであります。

以上について、産業課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについては、妥当であると判断できることから、当委員会は、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。以上で、討論を終結します。

陳情事件第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」について採決します。

お諮りします。

本陳情はただいまの委員長報告のとおり、採択することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、陳情事件第3号は採択することに決定しました。

陳情事件第4号「国に対し『学校給食費無償化を実施することを求める意見書』提出についての陳情」並びに陳情事件第5号「県に対し『学校給食費無償化を実施することを求める意見書』提出についての陳情」について。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が定例会6月会議において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、6月3日、第3委員会室において開会いたしました。

陳情第4号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情

陳情第5号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情

陳情者 福島市舟場町3-26

福島県学校給食費の無償化を求める会 代表 井上 裕子 小川 憲二

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

<陳情事項>

国及び県として学校給食無償化を実施すること。

以上について、教育課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。以上で、討論を終結します。

陳情事件第6号「新たな汚染水の発生を抑える抜本対策および海洋放出以外の処分方法を具体化する意見書提出を求める陳情書」について。

経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 付託陳情事件。経済建設常任委員会が本会議において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、陳情第6号の審査については、6月3日、3-1、3-2会議室において開会いたしました。

陳情第6号 新たな汚染水の発生を抑える抜本対策および海洋放出以外の処分方法を具体化する意見書提出を求める陳情書

陳情者 三春町桜ヶ丘四丁目2-15

モニタリングポストの継続配置を求める市民の会・三春

共同代表 大河原 さき 塚原 寿

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

〈陳情事項〉

1. 新たな汚染水の発生を抑える抜本対策をとること。
2. 海洋放出以外の処分方法について、国の責任で早急に具体化すること。

本陳情については、新たに発生する汚染水を抑えるために東京電力及び国が対策を取っていること、また、いろいろな角度から検討を重ね、現時点で最善と思われる方法が海洋放出するに至ったという状況にあります。慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについて、当委員会は、全員一致、不採択とすべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(議長の声あり)

○議長 討論の申し出がありますので、これより討論を行います。

ただいまの委員長報告は不採択であります。

したがって、まず本陳情を不採択とすることに反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

5番、山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 陳情事件第6号について、経済建設常任委員会の否決について反対する立場から意見を述べます。

東京電力福島第1原子力発電所で発生する放射性物資を含んだ核汚染水については、「ALPS」という核除去装置を使って、処理水としてタンクに貯蔵されております。

これがいっぱいになったということで、国は昨年8月より海洋放出を始めました。皆様ご承知のとおり、処理がされたからといって真水に戻る訳ではありません。トリチウムをはじめ、多数の核物質が海に放出されております。

この海洋放出は、今後30年かけて行くとされておりますが、新たに発生し続ける汚染水を減らす抜本的な対策をとらなければ、何年もの間放出し続けなければならないと思います。現在の第1原発建屋内に流れ込む地下水は、1日あたり90トンとされておまして、新たな汚染水を抑える必要があります。

地質・地下水の専門家グループは、「広域遮水壁」と「集水井・水抜きボーリング」という確立済の技術を使えば、劇的に汚染水の発生を抑えることができると述べております。

また、備蓄型の石油タンクに使われるような大型タンクに処理水を移し替えれば、陸上の保管は可能であります。

私たちの子どもたち、孫たち、その子孫に、大切な海を放射性物質で汚染され続ける海を渡していくのか問われることであります。

よって、この陳情事件を採択し、関係機関へ提出すべきものと考えます。

○議長 次に、本陳情を不採択とすることに賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

11番、橋本善一郎議員。

○11番（橋本善一郎議員） 不採択賛成の立場から発言を行います。

まず1点目、新たな汚染水の発生を抑える抜本対策をとることについて。汚染水は事故当初、1日あたり1,000トンの地下水が入って参りました。しかし、地下水のバイパス・サブドレンの稼働、凍土遮水壁、土を凍らせて地下水を入れないというような方法をとったため、現在はおよそ5分の1、1日250トンまで減少しています。

汚染水については、デブリの冷却のために発生することはやむを得ないことであります。

また、汚染水の外部への流出を防ぐには、建屋内の地下水の水位を低く抑え、外部からの地下水を建屋内に流入させ、外部への流出を防いでいます。

完全に建屋内に地下水を停止させた場合、デブリの冷却はどうするのか、浸透圧による汚染水の外部流出をどう防ぐのか、また新たな問題が発生してきます。

また、長期にわたりデブリを冷却するには、安全に進めるにはどのようにしていけば良いのか。

2番目にですが、海洋放出以外の処分方法について、国の責任で早急に具体化すること。海洋放出については、処理方法については、蒸散・地中埋蔵・コンクリートに固めるなどのいろいろな提案がされましたが、最良とされたのは海洋放出であります。

三春においても、インバウンド誘致に向けて海外に風評被害払拭に力を注ぐなか、議会として根拠に乏しい安全性の担保もない陳情に対し、不採択に賛成です。皆様の賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長 次に、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 以上で討論を終結します。

陳情事件第6号「新たな汚染水の発生を抑える抜本対策及び海洋放出以外の処分方法を具体化する意見書提出を求める陳情書」について採決します。この採決は起立によって行います。

本陳情に対する委員長報告は不採択です。陳情事件第6号を不採択とすることに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長 起立多数です。よって陳情事件第6号は、委員長報告のとおり不採択することに決定しました。

大変申し訳ありません。先ほど4号、5号を飛ばしましたので、元に戻らせていただきます。

陳情事件第4号「国に対し『学校給食費無償化を実施することを求める意見書』提出についての陳情」並びに陳情事件第5号「県に対し『学校給食費無償化を実施することを求める意見書』提出についての陳情」について一括採決します。

お諮りします。

本陳情はただいまの委員長報告のとおり、採択することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、陳情事件第4号並びに陳情事件第5号は採択することに決定しました。

陳情事件第7号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学



支援を求める意見書の提出を求める陳情書」について。

文教厚生常任委員会委員長。

○**文教厚生常任委員長** 文教厚生常任委員会が定例会 6 月会議において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、6 月 3 日、第 3 委員会室において開会いたしました。

陳情第 7 号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

陳情者 福島市上浜町 10－38

福島県教職員組合 中央執行委員長 瀬戸 禎子

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

＜陳情事項＞

令和 7 年度以降も「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出していただくこと。

以上について、教育課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○**議長** ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○**議長** 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○**議長** 討論なしと認めます。以上で、討論を終結します。

陳情事件第 7 号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書」について採決します。

お諮りします。

本陳情はただいまの委員長報告のとおり、採択することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○**議長** 異議なしと認めます。よって、陳情事件第 7 号は採択することに決定しました。

…………… ・ ・ 付託議案の委員長報告並びに質疑 ・ ・ ……………

○**議長** 日程第 3 により、付託議案の委員長報告並びに質疑を行います。

付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

○**総務常任委員長** 総務常任委員会が定例会 6 月会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告します。

なお、本委員会は 5 月 31 日に日程設定を行い、6 月 3 日、4 日及び 5 日の 4 日間、第 1 委員会室において開会し、6 月 4 日には現地調査も行いました。

議案第 34 号 三春町立認定こども園条例の制定について

本案について、子育て支援課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 38 号 令和 6 年度三春町一般会計補正予算（第 1 号）について

本案について、財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査い

たしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長　経済建設常任委員会が定例会 6 月会議において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は 5 月 31 日に日程設定を行い、6 月 3 日及び 5 日に第 4 委員会室において開会し、6 月 4 日には現地調査を行い、合計 4 日開会しました。

議案第 37 号　三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 38 号　令和 6 年度三春町一般会計補正予算（第 1 号）について

産業課長・建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 41 号　令和 6 年度三春町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

以上で経済建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長　文教厚生常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、5 月 31 日に日程設定を行い、6 月 3 日、4 日及び 5 日の 4 日間、第 3 委員会室において開会し、6 月 4 日には現地調査も行いました。

議案第 32 号　三春町衛生車の買入れについて

議案第 35 号　三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

以上 2 案について、住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 33 号　三春藩絵図方測量村絵図の買入れについて

生涯学習課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 36 号　三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

子育て支援課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号 令和6年度三春町一般会計補正予算（第1号）について

生涯学習課長、住民課長、教育課長、保健福祉課長及び子育て支援課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号 令和6年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号 令和6年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

広報広聴常任委員会委員長。

○広報広聴常任委員長 広報広聴常任委員会より報告いたします。

本委員会は、3月会議での報告から昨日まで、「みはる議会だより」に係る取材・編集・発行などのため計3回開催しました。

最初に、5月1日発行の第177号に対して7名のモニターの皆さんや、議会クイズ応募者から寄せられたご感想・ご意見を確認し、今後の議会だよりの編集にどのように反映させるかなどについて協議いたしました。

次に、8月1日発行の第178号の表紙や全体構成について審議いたしました。表紙は、「第1保育所の夏まつり」のようすとし、全体構成は定例会6月会議の内容を中心に、メンバーの特集やさくら湖マラソンのようす等を掲載することとしました。

今後も本委員会では、モニターの意見やこれまでの活動の成果を生かし、さらに読みやすく、分かりやすい「みはる議会だより」の編集・発行に努めるとともに、議会の活動を町民へ発信し、議会への関心や理解を得られるよう、広報・広聴に努めて参りたいと考えています。

以上、広報広聴常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

2番。

○2番（三瓶一壽議員） ちょっと申し訳ないんですけど、頭の案は消した方が良いのかなと思います。この報告書の。

○5番（山崎ふじ子議員） すみません。消し忘れです。申し訳ありません。

○議長 他にありませんか。

質疑なしと認めます。

以上で広報広聴常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

…………… 討論及び採決 ……………

○議長 日程第4により、付託議案に対する討論及び採決を行います。

議案第32号「三春町衛生車の買入れについて」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第32号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第33号「三春藩絵図方測量村絵図の買入れについて」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第33号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第34号「三春町立認定こども園条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第34号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第35号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第35号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第36号「三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第36号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第37号「三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第37号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第38号「令和6年度三春町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第39号「令和6年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第40号「令和6年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第41号「令和6年度三春町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第41号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま、総務常任委員会委員長より発委第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」、経済建設常任委員会委員長より発委第2号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」、文教厚生常任委員会委員長より発委第3号「学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出について」、発委第4号「県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出について」、発委第5号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」が提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、発委第1号から発委第5号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案書を掲載しますので、少々お待ち願います。

議案書の掲載は確認できましたか。

発委第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 発委第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、地方財政の充実・強化を求める意見書を別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和6年6月5日提出 提出者 三春町議会総務常任委員会委員長 三瓶文博

意見書の内容並びに提出先等につきましては、タブレットに掲載しました意見書のとおりでございます。

令和6年6月5日 三春町議会議長 影山初吉

以上、提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。これより発委第1号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

発委第2号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

経済建設常任委員会委員長。

○**経済建設常任委員長** 発委第2号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和6年6月5日提出 提出者 三春町議会経済建設常任委員会委員長 佐久間正俊

意見書の内容並びに提出先等につきましては、タブレットに掲載しました意見書のとおりであります。

令和6年6月5日 三春町議会議長 影山初吉

以上、提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○**議長** ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○**議長** 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○**議長** 討論なしと認めます。これより発委第2号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○**議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

発委第3号「学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出について」、発委第4号「県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出について」を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員会委員長。

○**文教厚生常任委員長** 発委第3号「学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出について」

発委第4号「県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、学校給食費無償化を実施することを求める意見書並びに県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書を別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和6年6月5日提出 提出者 三春町議会文教厚生常任委員会委員長 松村妙子

意見書の内容並びに提出先等につきましては、タブレットに掲載しました意見書のとおりであります。

令和6年6月5日 三春町議会議長 影山初吉

以上、提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長　ただいまの説明に対する質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。これより発委第3号並びに発委第4号を一括採決します。

両案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、両案は、原案のとおり可決されました。

発委第5号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長　発委第5号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和6年6月5日提出　提出者　三春町議会文教厚生常任委員会委員長　松村妙子

意見書の内容並びに提出先等につきましては、タブレットに掲載しました意見書のとおりであります。

令和6年6月5日　三春町議会議長　影山初吉

以上、提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長　ただいまの説明に対する質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。これより発委第5号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

……………町長挨拶……………

○議長　本定例会6月会議に付された事件は、すべて終了しました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長　ただいまは、全議案議決・承認いただきまして、ありがとうございます。全案速やかに実行に移して参ります。

さて、今日は二十四節気の芒種であります。今年の異常天候に負けないで、三春の品質の良い米がたくさん取れて、農家経営が少しでも安定することを願っております。



また、町では活性化のために様々な種をまいております。目的を達成するために職員と一丸となって努力して参りますので、引き続きご指導とお力添えをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

..... 散会宣言 .....

○議長 以上で、令和6年三春町議会定例会6月会議を散会します。ご苦労様でした。  
(閉会 午後 3時18分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年6月5日

福島県田村郡三春町議会

議 長 影 山 初 吉

署 名 議 員 影 山 常 光

署 名 議 員 遠 藤 亮 子

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

| 議案番号      | 件 名                                                 | 採決  | 議決の状況 |
|-----------|-----------------------------------------------------|-----|-------|
| 議案第 3 2 号 | 三春町衛生車の買入れについて                                      | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 3 3 号 | 三春藩絵図方測量村絵図の買入れについて                                 | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 3 4 号 | 三春町立認定こども園条例の制定について                                 | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 3 5 号 | 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について                       | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 3 6 号 | 三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 3 7 号 | 三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について                           | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 3 8 号 | 令和 6 年度三春町一般会計補正予算（第 1 号）について                       | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 3 9 号 | 令和 6 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について                 | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 4 0 号 | 令和 6 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について                   | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 4 1 号 | 令和 6 年度三春町水道事業会計補正予算（第 1 号）について                     | 全 員 | 原案可決  |
| 発委第 1 号   | 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について                            | 全 員 | 原案可決  |
| 発委第 2 号   | 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について                     | 全 員 | 原案可決  |
| 発委第 3 号   | 学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出について                       | 全 員 | 原案可決  |
| 発委第 4 号   | 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出について                   | 全 員 | 原案可決  |
| 発委第 5 号   | 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について  | 全 員 | 原案可決  |